

＼小児慢性特定疾病児童等のための／

知りたいことガイドブック



愛知県清須保健所

もくじ

1 相談先と窓口一覧	1
各市町の申請・相談窓口 愛知県の各機関の申請・相談窓口 医療的ケアのあるお子さんの相談先 その他の相談先	
2 医療費の助成	6
未熟児の養育医療 小児慢性特定疾病医療費助成(原則18歳未満) 特定医療費助成(指定難病) 子ども医療費の助成 障害者医療費助成 母子・父子家庭医療費助成 自立支援医療(育成医療・精神通院医療)	
3 各種手当・年金	8
児童手当 児童扶養手当 遺児手当(県・市町) 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 在宅重度障害者手当 特別障害者手当(20歳以上) 障害基礎年金(20歳以上) 心身障害者扶養共済制度(愛知県が実施)	
4 障害者手帳	10
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	
5 医療や福祉のサービス	11
医療保険対象のサービス 訪問診療／訪問看護／訪問リハビリテーション／訪問歯科診療／訪問薬剤管理指導 障害者総合支援法のサービス 介護給付(居宅介護・同行援護・行動援護・短期入所・重度障害者等包括支援)／訓練等給付／ 計画相談支援／自立支援医療／補装具／地域生活支援事業(相談支援事業・成年後見制度利 用支援事業・意思疎通支援事業・日常生活用具給付事業・移動支援事業・地域活動支援センタ ー・日中一時支援・訪問入浴サービス) 児童福祉法のサービス 障害児相談支援／障害者通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援) ／障害児入所施設(福祉型・医療型)	

6 日常生活用具や補装具などの支給・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

日常生活用具費の給付
補装具費の支給
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業
軽度・中等度難聴児補聴器購入等給付事業

7 入園・療育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

発達支援（療育）
保育所/幼稚園/認定こども園
特別支援学校の幼稚部

8 入学・学校生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

障害のあるお子さんへの特別支援教育
相談するところ（早期教育相談・教育相談等）
この地域のお子さんが通う特別支援学校

9 子育て支援・その他サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

一時保育（一時預かり）
ファミリー・サポート・センター
シルバー人材センター
子育てショートステイ

10 就労の相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

ヤング・ジョブ・あいち
ハローワーク（公共職業安定所）
愛知障害者職業センター
障害者就業・生活支援センター
障害者総合支援法による就労支援
愛知県医師会 難病相談室

11 患者会・家族会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

12 災害時の備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

13 参考資料

支援が必要なお子さんの支援マップ（稲沢市・清須市・北名古屋市・豊山町）
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（基本理念）

1 相談先と窓口一覧

どこに相談するかわからないこと、お子さんの育ちやきょうだいのこと、地域の生活、健康に関する相談は、**市町の保健センター・保健所の保健師**に相談してみましょう。



地域の保健師は、乳幼児健診や予防接種、発育・発達の悩み、育児の困りごと等状況に合わせた情報提供や環境を整えるお手伝いをしています。

また、病院や訪問看護等関係機関とともに、安心して退院後の生活を送ることができるよう、お子さん・ご家族と一緒に考えていきます。自宅に戻ってきたら、家庭訪問も行います。

この内容の相談先は？

発育・発達が心配。

子どもやきょうだいの
育児が不安…

同じ状況の人に
話を聞きたい！



退院後の生活はどうなるのだろう？
まず、どこに相談したらいいのかな？





入院中のお子さんは、病院を退院する前に**病院の主治医や相談室の医療ソーシャルワーカー（相談員）**に相談してみましょう。

今後どのような生活になることが考えられるのか、自宅で生活していくためにどのような準備が必要か、どのような医療や福祉のサービスを利用することができるのかを相談しておきます。医療ソーシャルワーカーは必要に応じて市町の保健師や障害福祉担当、医療的ケア児等コーディネーター（4ページ参照）等と連携をとります。

1. 各市町の申請・相談窓口

市町の各窓口は下記のとおりです。市町により課の名称が異なりますので、ご確認ください。

- 保険医療（医療費助成について）……………①
- 年金担当課（障害者年金について）……………②
- 障害福祉担当課（障害のある方の相談、障害者手帳、福祉サービス、補装具等）……………③
- 子育て支援担当課（児童手当等、保育について）……………④
- 学校教育担当課（就学について）……………⑤
- 保健センター（乳幼児健診、予防接種、育児や健康に関する相談等）……………⑥
- 医療的ケア児相談窓口（医療的ケア児等コーディネーター）……………⑦


担当課名		所在地	電話番号	FAX	ホームページ	
稲 沢 市	①国保年金課 医療グループ	稲沢市稲府町1番地 本庁舎1階	0587-32- 1325	0587-32- 8911		
	②国保年金課 窓口年金グループ	稲沢市役所 本庁舎1階	0587-32- 1328	0587-32- 8911		
	③福祉課 障害福祉グループ	稲沢市役所 東庁舎1階	0587-32- 1281	0587-32- 1219		
	④	子育て支援課 児童家庭グループ	稲沢市役所 本庁舎1階	0587-32- 1296		0587-32- 8911
		子育て支援課 こども家庭相談グループ	稲沢市一色竹橋町137番地 中央子育て支援センター	0587-86- 1327		0587-34- 4159
		保育課 給付管理グループ	稲沢市役所 本庁舎1階	0587-32- 1297		0587-32- 8911
	⑤学校教育課 学習支援グループ	稲沢市役所 本庁舎3階	0587-32- 1436	0587-32- 1196		
	⑥保健センター （健康推進課）	稲沢市稲沢町前田365番地 16 保健センター	0587-21- 2300	0587-21- 2361		
⑦障がい者基幹相談支援セ ンター	稲沢市役所 東庁舎1階	0587-23- 6713(代表)	0587-23- 6713			
清 須 市	①②保険年金課	清須市須ヶ口1238番地 北館1階	052-400- 2911(代表)	052-400- 2963		
	③⑦社会福祉課	清須市役所 北館1階				
	④	こども家庭課 ※児童手当等				清須市役所 北館2階
		児童保育課 ※保育				清須市役所 北館2階
	⑤学校教育課	清須市役所 南館1階				
	⑥	こども家庭課				清須市役所 北館2階
健康推進課 ※予防接種		清須市役所 北館2階				

担当課名		所在地	電話番号	FAX	ホームページ
北 名 古 屋 市	①②国保医療課	北名古屋市熊之庄御榊 60 番地 東庁舎1階	0568-22- 1111(代表)	(1階) 0568-23- 2500	
	③⑦社会福祉課	北名古屋市役所 東庁舎2階		(2階) 0568-23- 3150	
	④	子育て支援課		北名古屋市役所 東庁舎2階	
		保育課	北名古屋市役所 東庁舎2階		
	⑤学校教育課	北名古屋市役所 東庁舎3階		0568-23- 3160	
	⑥保健センター (健康課)	北名古屋市九之坪笹塚 1 番 地	0568-23- 4000	0568-23- 0501	
豊 山 町	①保険課 国民健康保険・医 療グループ	西春日井郡豊山町大字豊場 字新栄 260 番地	0568-28- 0917	0568-28- 2870	
	②住民課 住民・年金グルー プ		0568-28- 0966		
	③⑦福祉課 福祉グループ		0568-28- 0912		
	④子ども応援課 子ども応援 グループ		0568-28- 0936		
	⑤学校教育課 学校教育グ ループ		0568-28- 2211	0568-29- 1177	
	⑥保健センター		0568-28- 3150	0568-28- 0061	

※担当窓口は、変更になっている場合があります。


2. 愛知県の各機関の申請・相談窓口

●清須保健所(小児慢性特定疾病・指定難病の申請、相談)

お問合せ先	清須市春日振形 129 番地 利用時間:月曜日～金曜日 8時45分～17時30分 ☎ 052-401-2100 FAX 052-401-2113	
-------	--	---


●一宮児童相談センター(18歳未満の児童の相談・手帳の交付について 等)

稲沢市にお住まいの方

お問合せ先	一宮市昭和一丁目 11 番 11 号 利用時間:月曜日～金曜日 8時45分～17時30分 ☎ 0586-45-1558 FAX 0586-45-1560	
-------	--	---

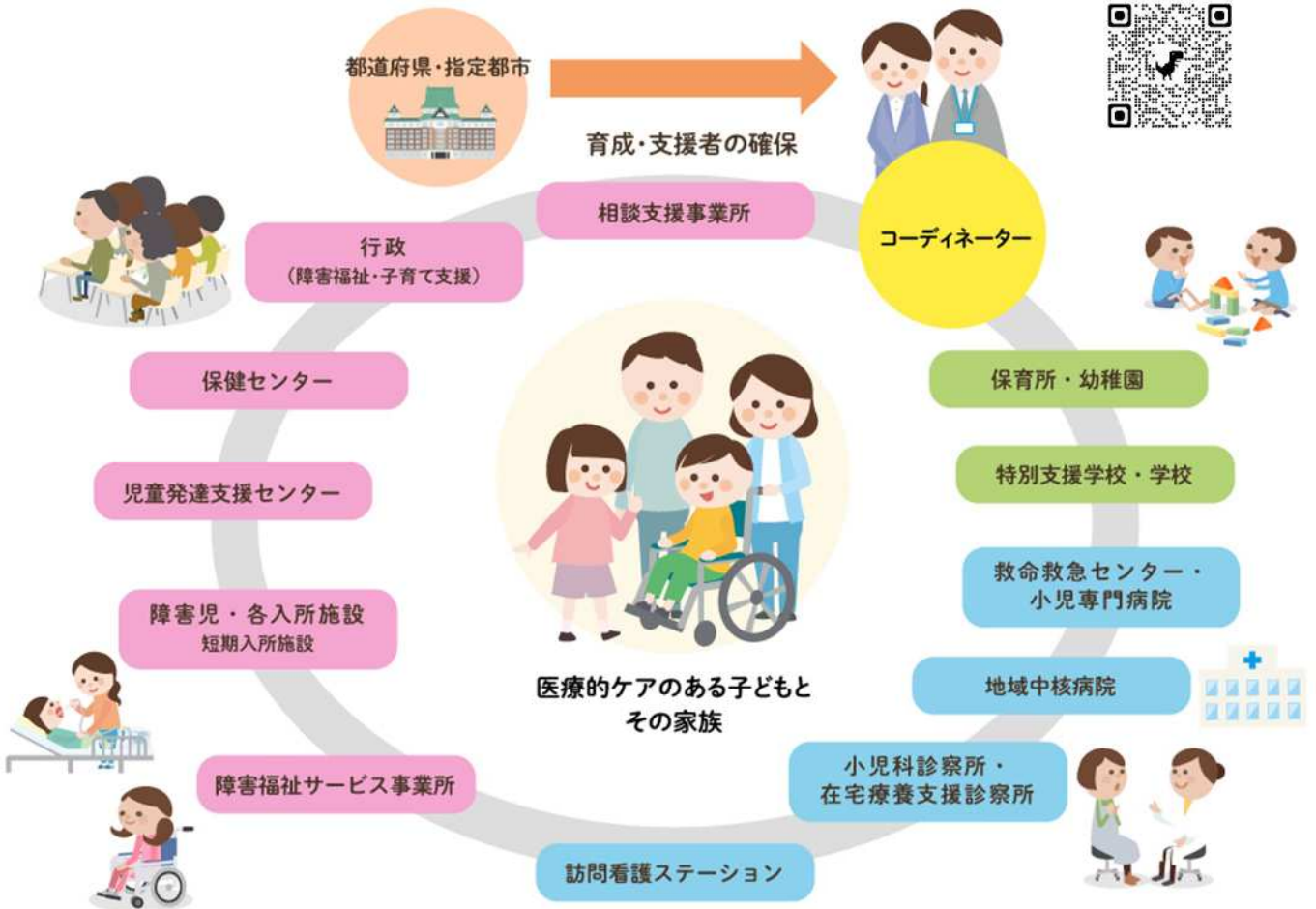
●尾張福祉相談センター:中央児童・障害者相談センター(障害のある方の相談・手帳の交付について 等)

清須市・北名古屋市・豊山町にお住まいの方

お問合せ先	名古屋市中区三の丸二丁目 6 番 1 号 利用時間:月曜日～金曜日 8時45分～17時30分 ☎ 052-961-7211 FAX 052-950-2355	
-------	--	---

3. 医療的ケアのあるお子さんの相談先

引用元:あいち医療的ケア児支援センター<https://aichi-iryocareji.jp/>



<医療的ケア児等コーディネーターの役割>

- ・ 入院時から本人・家族の意思決定の支援を医療機関と協働で行う(例:退院前カンファレンスへの参加)
- ・ 各種サービスの紹介や相談(例:ヘルパーを活用したい、子どもの発達を促す支援を受けたい)
- ・ 医療、福祉、教育等関係機関との連携(例:関係機関の調整会議で情報共有、役割分担を行う)
- ・ 社会資源等の改善、開発(例:自立支援協議会等協議の場への参加、提言)

★各市町に医療的ケア児等コーディネーターがいます。2、3ページ「窓ロー覧」⑦医療的ケア児相談窓口までお問合せください。

<専門相談>

●にしおわり医療的ケア児支援センター(稲沢市にお住まいの方)

お問合せ先	一宮市富田字流筋 1679 番地 2 利用時間:月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 ☎ 0586-62-0002(代表)	
-------	--	--

●青い鳥医療的ケア児支援センター(清須市、北名古屋市、豊山町にお住まいの方)

お問合せ先	名古屋市西区中小田井 5-89 利用時間:月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 ☎ 052-501-4079(代表)	
-------	---	--


4. その他の相談先

●愛知県医師会 難病相談室

病気が長期にわたったり、原因が不明、治療法が未確立というような難治性の疾患（難病）にお悩みの患者・家族の皆様幅広くご利用いただくよう、愛知県医師会が設置しているところです。

～ 相談の内容 ～

1. 専門の医師による医療相談（面接相談、予約制）
病気の理解や日常生活での注意点、治療の再確認等さまざまな相談に対応しています。
2. 医療ソーシャルワーカーによる療養・生活相談
難病患者さんやご家族が抱えるさまざまな問題（経済的なこと、就労、学校・家庭生活）に対し、相談に応じています。
3. 疾患別患者家族のつどいや、障害年金勉強会、難病患者就労勉強会等を実施。
4. 難病患者さんの就労について、関係機関と連携しサポートしています。
難病患者就職サポーターとの合同面接を行っています。（月1回、予約制）

お問合せ先	名古屋市港区千鳥一丁目13番22号 愛知県医師会仮事務所内 2階 受付時間：9時00分～16時00分 月曜日～金曜日（祝日は除く） ☎ 052-241-4144	
-------	--	--

保健所が行っている活動の紹介をします！

<相談>

慢性疾患を抱えるお子さんご家族が安心して生活を送れるよう、保健師や管理栄養士、歯科衛生士等がご相談をお受けしています。

<長期療養児・家族交流会（ピアカウンセリング）>

慢性疾患のあるお子さんご家族同士の交流の場として交流会を開催しています。
ご家族同士で日頃感じている思いや悩み、お子さんの頑張っているところ等を話して共感するところがあったり、経験談を話したり、お互いにアドバイスができることがあったり…。
少しでも「ほっ」とする時間になっていたらいいな、と願いながら開催しています。

～参加者の声～

疾患が違って悩みは一緒だったり、困りごと共感できたりで、話を聞くだけで救われた。

普段は相談できないような話ができ、貴重な時間だった。

皆さんの話を聞いて、色々悩んでいるのは自分だけじゃないと思えた。



2 医療費の助成



医療費が高くなりそうで心配…。
負担軽減ができる制度はあるの？

お子さんを対象にした医療費の助成の制度があります。
お子さんの状況等により対象外となる場合や、重複して
利用できない事業があります。

また、所得に応じて負担額が決定するものや助成を受け
る優先順位が決まっているものもありますので、詳しくは
市町のホームページや窓口でご確認ください。

事業名	内容・対象	0歳 〜	小学 校 〜	中学 校 〜	高校 〜	18 歳 〜	20 歳 〜	窓口 (2,3ページへ)
未熟児の養育医療	<p>身体の発育が未熟なままで生まれたお子さんに入院治療が必要と認められたときの自己負担額、食事代を負担します。</p> <p>対象 出生時の体重が 2,000 グラム以下、もしくは医師が必要と認めた場合</p>							稲沢市 ⑥保健センター 清須市 ⑥こども家庭課 北名古屋市 豊山町 ①保険医療担当課
小児慢性特定疾病医療費助成(原則18歳未満)	<p>国が指定する子どもの慢性疾病に対して、指定された病院等でかかる医療費や薬剤費、訪問看護の費用が助成されます。</p> <p>※入院中の食事代は1/2が給付されます。</p> <p>※他に子ども医療費等の受給者証をお持ちの方については、小児慢性特定疾病医療が優先して適用になります。</p> <p>対象 18歳未満(継続については20歳未満)で、対象疾患であり厚生労働大臣が定める程度の方</p>					継続のみ		清須保健所 総務企画課
特定医療費助成(指定難病)	<p>国が指定する希少な難治性の疾患に対して、指定された病院等でかかる医療費、薬剤費、訪問看護の費用が助成されます。</p> <p>※入院中の食事代は助成できません。</p> <p>※小児慢性特定疾病医療費助成と同じ病名では利用できません。</p> <p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定難病の診断基準に合う方 申請月以前の12か月以内に医療費が33,330円を超える月が3か月以上あった方 							
子ども医療費の助成	<p>お子さんが健康保険証を使って医療を受けた(通院・入院・訪問看護)ときの自己負担額を負担します。</p> <p>※入院中の食事代および保険外診療は対象外です。</p> <p>対象 0歳から18歳になった年の年度末までのお子さん</p>							①保険医療担当課

事業名	内容・対象	0歳	小学校	中学校	高校	18歳	20歳	窓口 (2,3ページへ)
		〜	〜	〜	〜	〜	〜	
障害者医療費助成	健康保険証を使って医療を受けたときの自己負担額を負担します。 対象 身体障害者手帳を持っている方、腎機能障害者の方、進行性筋萎縮症の方、知能指数50以下の知的障害者の方、自閉症候群と診断された方 ※対象の年齢・等級は市町に確認ください。 参考:概ね身体障害は1級~3級(4級)の方が対象です。		お住まいの市町に要確認					①保険医療担当課
母子・父子家庭医療費助成	母子・父子家庭等の方が、健康保険証を使って医療を受けたときの自己負担額を負担します。 ※入院中の食事代および保険外診療は対象外です。 対象 18歳までのお子さんのいるひとり親家庭や父母のいないお子さん							①保険医療担当課
自立支援医療	育成医療 (18歳未満)							②障害福祉担当課
	精神通院医療							
	障害の軽減や重症化を防ぐための医療にかかる費用が軽減されます。 対象 18歳未満で、身体に障害・病気があるが、手術等の外科的治療により確実に効果が期待できるお子さん							
	精神疾患の治療のための通院医療費を負担します。 対象 精神疾患(てんかん・発達障害を含む)の治療のための通院を必要とする方							

小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病情報センター



特定医療費助成(指定難病)

難病情報センター



3 各種手当・年金



金銭的に不安が大
きいけど、もらえる
手当はあるの？

お子さん本人や保護者の方を対象にした手当や年金があります。

一緒にもらうことができないものや、所得制限のある手当もあります。お住まいの市町の窓口にご確認ください。

事業名	内容・対象	0歳 〜	小学校 〜	中学校 〜	高校 〜	18歳 〜	20歳 〜	窓口 (2,3 ページへ)
児童手当	家庭生活の安定、お子さんの健やかな成長に役立てるための手当です。 対象 国内に住んでいる、高校卒業(18歳になった年の3月31日)までのお子さんを育てている方							④子育て支援 担当課
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立のため、またお子さんの健やかな成長に役立てるための手当です。 対象 18歳以下のお子さん(一定の基準以上の障害がある場合は20歳未満)を育てているひとり親家庭や父・母に重度の障害がある家庭					該 当 の み		
愛知県遺児手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立のため、またお子さんの健やかな成長に役立てるための手当です。(最長5年) 対象 18歳以下のお子さんを育てているひとり親家庭や、父・母に重度の障害がある家庭で、愛知県に住んでいる方							
各市町遺児手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立のため、またお子さんの健やかな成長に役立てるための手当です。 対象 18歳以下のお子さんを育てているひとり親家庭や、父・母に重度の障害がある家庭で、各市町に住んでいる方							
特別児童扶養手当	心身に障害のある20歳未満のお子さんを育てている方のための手当です。 対象 20歳未満で、身体障害の1級~3級(4級)程度の方、またはIQ50以下程度の障害のあるお子さんを育てている方							清須市以外 ③障害福祉 担当課 清須市 ④子育て支援 担当課
障害児福祉手当	心身に重度の障害があり、常に介護が必要な方のための手当です。 対象 20歳未満で、身体障害1級(2級)の障害がある方、IQ20以下の方、またはこれらと同程度の障害や病状のお子さん							③障害福祉 担当課

事業名	内容・対象	0歳 〜	小学 校 〜	中学 校 〜	高校 〜	18歳 〜	20歳 〜	窓口 (2,3 ページへ)
在宅重度障害者手当	心身に重度の障害があり、家で生活している方のため の手当です。 対象 身体障害 1～2 級の方・IQ35 以下の方・身体障 害 3 級の障害を有し、IQ が 50 以下の方							③障害福祉 担当課
特別障害者 手当 (20 歳以上)	心身に重度の障害や重複した障害があり、常に介護が 必要な方のための手当です。 対象 身体障害 1～2 級や IQ20 以下等の重複する障 害を有する等、重度の障害があり、常に介護が必要な 方							
障害基礎年金 (20 歳以上)	20 歳前までに初診日のある病気やけがで、障害等級 表(1 級・2 級)程度の障害がある方が受け取ること のできる年金です。 また「国民年金保険料免除」の届けを出すことで保険 料の支払いが免除されます。 ※障害者手帳の等級とは異なります 対象 20 歳以上で、20 歳前に初診日のある障害者							②年金 担当課
心身障害者 扶養共済制度 (愛知県が実施)	障害児(者)を扶養している保護者が健康な時に掛金 をかけて、扶養者が死亡、または重度の障害になっ た場合に障害者に年金を支給する制度です。 ※保護者の要件や障害児(者)の範囲があります。詳 しくは、下記窓口へお問い合わせください。 愛知県障害福祉課医療・給付グループ ☎052-954-6291							<申込先> ③障害福祉 担当課

詳しくは…

日本年金機構



20 歳前に障害の原因となった病気やけがの初診日があり、国の定めた認定基準に該当すれば、障害基礎年金の申請ができます。障害年金の対象となる病気やケガは、手足の障害等の外部障害のほか、精神障害やがん、糖尿病等の内部障害も対象になります。

障害者手帳や療育手帳等の障害等級とは異なりますのでご注意ください。

申請には初診日の証明や診断書が必要になります。

4 障害者手帳

障害者手帳は、心身に障害のある人がいろいろなサービスを使うときに見せる手帳のことです。以下の3種類の手帳があります。手帳を取得することによって、さまざまなサービスが受けられます。

手帳の種類や等級により、受けられるサービスが違います。詳しくは申請窓口にご相談ください。

身体障害者手帳

身体に障害のある方

視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そ
しゃく機能、肢体不自由、心臓、じん
臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免
疫、肝臓に障害がある方

療育手帳

知的に障害のある方

おおむね18歳以前に知的障害と認
められ、知能指数(IQ)が75以下
の方

精神障害者 保健福祉手帳

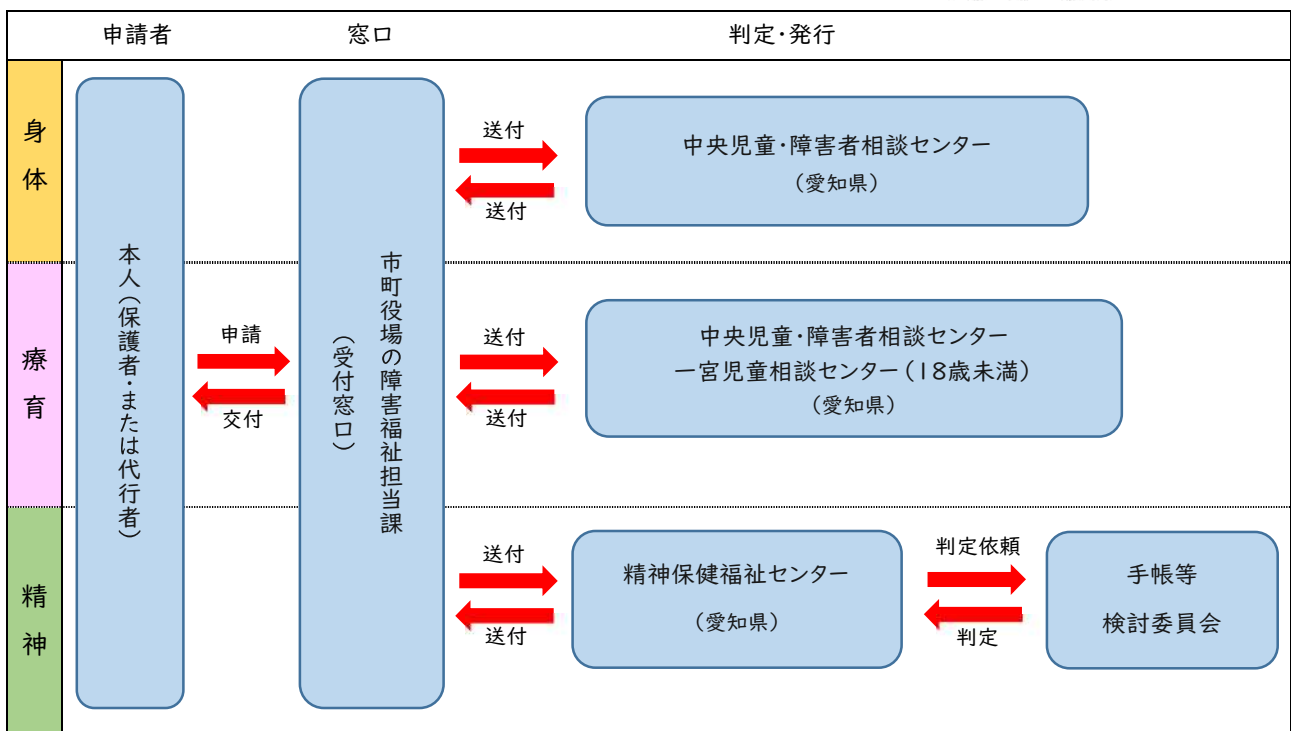
精神疾患のある方

精神障害(てんかん、発達障害等
を含む)により、長期にわたって日常生
活や社会生活に障害があると認めら
れた方

申請窓口
お問合せ先

③ 障害福祉担当課
→ 2、3ページ「窓ロー覧」をご覧ください。

取得可能な状態か否かは、主治医やソーシャル
ワーカーに相談しましょう。
申請に必要な診断書は、資格のある医師が記載
します。



5 医療や福祉のサービス



私たちが受けられる支援やサービスは何があるんだろう？

18歳未満のお子さんが受けられるサービスには以下のようなものがあります。それぞれのサービスの内容については12～14ページに掲載していますが、その対象になるかどうかは、さまざまな基準や条件があります。詳しくは、お住まいの市町の③障害福祉担当課(2、3ページ参照)にお問合せください。



障害者総合支援法のサービス

○自立支援給付

介護給付

- ・ 居宅介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 短期入所
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ その他 18歳以上の方が対象のサービスあり

訓練等給付

- ・ 18歳以上の方が対象の生活や身体機能の訓練、就労支援(28ページ)のサービス

計画相談支援

自立支援医療

補装具

○地域生活支援事業

- ・ 相談支援事業
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 意思疎通支援事業
- ・ 日常生活用具給付事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 日中一時支援
- ・ 訪問入浴サービス

障害福祉サービス



ご本人・ご家族

医療保険のサービス

訪問診療	
訪問看護	
訪問リハビリテーション	
訪問歯科診療	
訪問薬剤管理指導	

★その他の情報は、医療的ケア児等コーディネーターにご相談ください。

児童福祉法のサービス

障害児相談支援

障害児通所支援

- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援

障害児入所支援

- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

サービス名	内容
訪問診療	医師が定期的に自宅を訪問して診療や治療、薬の処方、予防接種、療養上の相談等を行います。また、突発的な病状の変化に対して、緊急的に自宅に訪問して診療します。
訪問看護	<p>ご家族が安心して過ごせるように、医療機関の訪問看護部門や訪問看護ステーションの看護師が自宅を訪問し、お子さんとご家族を支えます。</p> <p>医師の指示のもとで看護師等が訪問し、医師の指示による医療処置や病状の観察、療養のお世話、ご家族への介護支援や相談等を行います。</p> <p><具体的な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・病状の観察（病気や障害の状態、血圧・体温・脈拍測定等） ・人工呼吸器の管理や吸引、在宅酸素、経管栄養等医療的ケア ・カテーテル類や医療機器の管理・指導（在宅酸素や呼吸器、膀胱留置カテーテル等） ・日常生活の援助（入浴介助や清拭、排泄介助等） ・その他医師の指示によるもの ・ご家族の相談
訪問リハビリテーション	<p>医師が必要と認めた場合に、医療機関の訪問看護部門や訪問看護ステーションから理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等が自宅を訪問しリハビリや自宅で行える動作の指導をします。また必要な福祉用具や自宅の改修のアドバイス等を行います。</p> <p>小児のリハビリは、障害の状態や発達段階に合わせて、お子さんのもつ潜在的な能力を引き出して、適応能力を伸ばし、心身機能の成長発達を促すことを目指して行います。</p>
<p><基本的な利用の流れ></p> <p>※小児慢性特定疾病医療費助成の受給者証をお持ちの方は、その疾病に関する訪問看護の利用料は受給者証に記載されている自己負担上限月額までです。</p>	
訪問歯科診療	お子さんの成長発達に応じた口腔内のケア方法を、お子さんとご家庭に合わせ、一緒に考え対応する歯科訪問診療を行います。歯と口の健康を守るための予防処置（フッ化物の活用）等にも対応します。
訪問薬剤管理指導	外出や通院が困難な方に対し、医師や歯科医師の指示のもと自宅等に訪問します。処方せんに基づき調剤した薬を届けてくれ、薬の説明や服薬状況の確認等を行います。薬の内容や体調変化についての相談も行い、医師と調整することもあります。

医療保険のサービスを利用したい方は、
主治医やソーシャルワーカーに相談してみるとよいでしょう。



2. 障害者総合支援法のサービス

(1) 自立支援給付

サービス名	内容	
障害福祉サービス	居宅介護	ヘルパー等が自宅に訪問し、食事や入浴、排せつの介護等を行います。
	同行援護	視覚障害により、移動が困難なお子さんが外出するとき、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援助等の外出を支援します。
	行動援護	知的障害または精神障害により行動上に困難があり、常に介護が必要なお子さんが行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	短期入所	自宅で介護する人が介護を行うことができない場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事等の必要な介護を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要で意思疎通を図ることに支障があるお子さんで、四肢の麻痺や寝たきりの状態にいたり、知的障害や精神障害により行動上困難がある場合に、居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所等複数のサービスを包括的にを行います。
	計画相談支援	障害のある方や保護者からの相談に応じて、必要な情報を提供したり、助言等を行うとともに、サービス等利用計画の作成、関係者との連絡調整、サービス等の利用状況の検証、障害福祉サービスの支給決定等に関する申請の勧奨等を行います。
自立支援医療 (育成医療) (精神通院医療)	育成医療:障害の軽減や重症化を防ぐための医療にかかる費用が軽減されます。 精神通院医療:精神疾患の治療のための通院医療費を負担します。 ※7ページ「2. 医療費の助成」をご覧ください	
補装具	身体障害がある方で、身体上の障害を補うための用具(補装具)が必要な方に対して、交付(修理費等)の補助を行います。 ※16ページ「6. 日常生活用具や補装具などの支給」をご覧ください	

(2) 地域生活支援事業

障害のある方が、自立した日常生活や社会生活ができるように、地域の特性や利用者の状況に応じて市町が柔軟なカタチで実施する事業です。そのため、市町によりサービスの種類や内容が異なります。以下に一部を紹介します。

サービス名	内容
相談支援事業	相談を受けてサービス利用の案内や情報提供をします。
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方を対象に、費用を助成します。
意思疎通支援事業	聴覚、視覚、言語機能等の障害で、意思疎通が困難な方のために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。
日常生活用具給付事業	日常生活上の不便を解消するための用具を支給します。 ※16ページ「6. 日常生活用具や補装具などの支給」をご覧ください
移動支援事業	屋外での移動が困難な方に同行して、外出時の移動をお手伝いします。
地域活動支援センター	障害のある方が通い、創作的活動や生産活動等を通じて、交流ができます。
日中一時支援	日中活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
訪問入浴サービス	家庭での入浴が困難な方に、訪問入浴車による訪問入浴サービスを行います。

3. 児童福祉法のサービス

(1) 障害児相談支援

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援の申請をした後、支給決定される前に利用計画案を作成します。 支給決定後に、サービス事業所等と連絡調整を行うとともに、利用計画を作成します。 また、利用開始後は、サービス等の利用状況の確認等を行いながら、サービス事業所との連絡調整をしていきます。

(2) 障害児通所支援

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 対象 小学校入学前のお子さん
放課後等デイサービス	授業の終了後または夏休み等のお休みの日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。お子さんの自立を促すとともに、放課後等の居場所づくりを行います。 対象 小学生から18歳までのお子さん
保育所等訪問支援	お子さんが通っている集団生活の場に専門家が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。 集団生活の場：保育所、幼稚園、認定こども園・小学校、中学校、高等学校、支援学校、フリースクール・放課後等デイサービス、児童発達支援・放課後等児童クラブ(学童)・乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設

お問合せ先	③ 障害福祉担当課 → 2,3ページ「窓ロー覧」をご覧ください。
-------	-------------------------------------

(3) 障害児入所支援

サービス名	内容
福祉型障害児入所施設	施設に入所しているお子さんに対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
医療型障害児入所施設	施設に入所または指定医療機関に入院しているお子さんに対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

お問合せ先	一宮児童相談センター 中央児童・障害者相談センター → 3ページ「窓ロー覧」をご覧ください。
-------	--

『このはネット』をご紹介します!

愛知県医療療育総合センターが提供している医療的ケア児と在宅サービス提供者を結ぶ電子ネットワークです。プライバシーを厳重に留意し、情報を共有します。

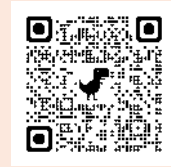


このはネット



『医療情報ネット』をご紹介します!

全国の病院・診療所・歯科診療所・薬局・助産所等の医療情報を検索できる情報サイトです。愛知県内の医療情報を確認できます。



医療情報ネット



歯が生えてきたけど、どうしたらいいの?
口のケアの方法を教えてほしい!
むし歯ができたかも…!どうしよう?
うまく食べられなくて、困っている。
歯や口の相談や受診はどこでしたらいい?



歯や口について、心配なことや困りごとがある場合、
市町の保健センターや保健所、かかりつけの歯科医へご相談ください。



「発達に不安を抱える子どもたちの口腔ケア」
(愛知県歯科医師会作成)

障がい者歯科医療ネットワーク



「0歳からの歯と口の育ち」
(愛知県健康対策課作成)

愛知県歯科保健リーフレット集



6 日常生活用具や補装具などの支給



医療機器が必要になった！
車椅子も欲しい…。補助はあるの？

日常生活を送りやすくするための用具や、身体機能の障害を補う用具などの購入や修理、借り受けのための費用の助成制度を紹介します。

それぞれ、対象者や支給要件、補助内容、課税状況などによる自己負担額があり、市町によっても異なりますので、お住まいの市町の障害福祉担当課にご確認ください。



事業名	内容
日常生活用具費の給付	<p>在宅で生活されている重い障害のある方やお子さんの日常生活の不便等を解消し、日常生活を円滑に送るための日常生活用具の購入または借り受けにかかる費用を助成します。</p> <p><対象用具の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マット、体位変換器等 ②自立生活支援用具 入浴補助用具、歩行用杖、聴覚障害者用屋内信号装置等 ③在宅療養等支援用具 パルスオキシメーター、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器等 ④情報・意思疎通支援用具 携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置等 ⑤排泄管理支援用具 紙おむつ、ストーマ用装具等 ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
補装具費の支給	<p>障害による身体機能の障害を補い、日常生活を送りやすくするための器具の購入や修理、借り受けにかかる費用の一部を支給します。</p> <p><対象用具></p> <p>義肢、装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置</p> <p>※18歳未満のみ：座位保持いす、起立保持具、排便補助具、頭部保持具</p>

<p>小児慢性特定疾病児童 日常生活用具給付事業</p>	<p>日常生活を円滑に送るために必要な用具を購入するのに必要な費用を助成します。 身体障害者手帳等の対象にはならない、小児慢性特定疾病のあるお子さんに用具を支給する制度です。</p> <p><対象用具> 便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ装具、人工鼻</p> <p>対象 小児慢性特定疾病の医療費助成を受けているお子さん</p>
<p>軽度・中等度難聴児補聴器 購入等給付事業</p>	<p>難聴があるお子さんに対し、言葉の習得や聴力の向上を目的に、補聴器の購入や修理にかかる費用の一部を助成します。</p> <p>対象 身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴があるお子さん</p>

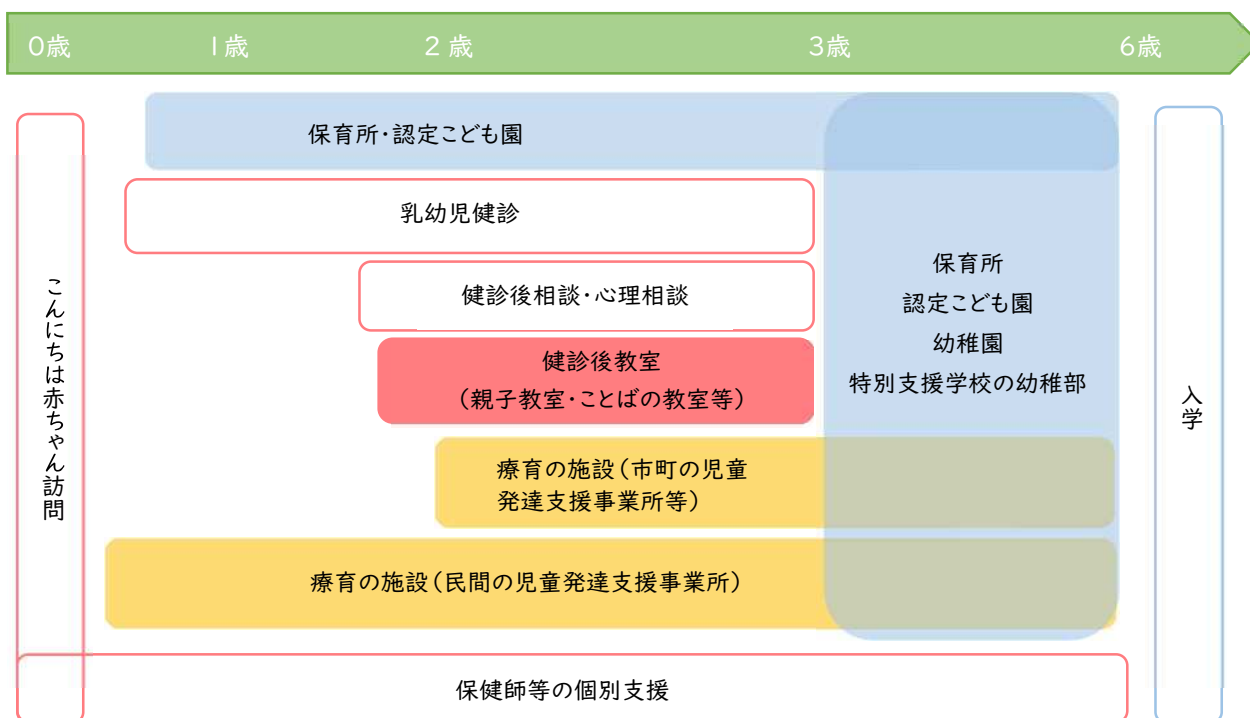
<p>申請窓口 お問合せ先</p>	<p>③ 障害福祉担当課 → 2,3ページ「窓ロー覧」をご覧ください。</p>
-----------------------	---

7 入園・療育

集団生活に触れさせたい…
入園はできるのかな？



0歳から入園までの支援は、下の図のような流れがあります。
保育園や幼稚園、認定こども園、療育を行う施設などがありますので
保健センターの保健師や子育て支援担当課に相談してみましょう。
お子さんが育っていくためによりよい場はどこか一緒に考えます。



※この流れは参考です。

1. 発達支援(療育)

療育ってなに？



療育とは「医療」の「療」と「教育・保育」の「育」を合わせた言葉です。子どもは障害のある・なしに関わらず、成長発達する存在です。家庭を中心に医療、療育機関(通園含む)、保育、教育機関などいろいろな面から関わること、また子ども同士の関わりや集団の中で過ごすことで、子どものもつ能力や個性を育てる場となります。

乳幼児健診や家庭訪問等の機会に、保健師と発達や療育についてお話をしている方もいると思います。発達や療育について、詳しい話が聞いてみたい場合は、身近な保健師に相談してみましょう。

下の表では、参考までに親子通園を行っている療育の施設を紹介しますが、他にも療育施設はあります。

なお、利用するには申請が必要です。(児童発達支援に係る福祉サービス受給者証が必要な場合があります。)

名 前	住 所	窓 口	
稲沢市立ひまわり園 (親子通園又は単独通園施設)	〒492-8342 稲沢市矢合町山屋敷 3329 番地	ひまわり園 0587-36-5171	
清須市たんぽぽ園 ※ (親子通園施設)	〒452-0065 清須市西枇杷島町芳野二丁目58番地1	④清須市 児童保育課	2、3 ページ 「窓ロー覧」へ
北名古屋市ひまわり園	〒481-0003 北名古屋市能田南屋敷366番地	④北名古屋市 保育課	
北名古屋市ひまわり西園	〒481-0041 北名古屋市九之坪辰巳84番地1		
豊山町ひまわり園 ※ (親子通園施設)	〒480-0202 西春日井郡豊山町豊場神戸188 豊山町総合福祉センター南館	④豊山町 子ども応援課	

※印は、福祉サービス受給者証が不要です。

2. 保育所・幼稚園・認定こども園

保育所 (保育園)	仕事をしている保護者のために、子どもの保育を行い、子育てと仕事の両立を支援します。夕方までの保育だけでなく、園により延長保育や休日保育、一時保育をしています。 対象 0～5歳のお子さん
幼稚園	教育の基礎をつくるための幼児の教育を行います。昼過ぎごろまでの教育時間や、園によって午後や土曜日、夏休み等の長期休業中の預かり保育等を実施しています。 対象 3～5歳のお子さん
認定こども園	保護者が働いている、いないに関わらず受け入れて、幼児教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せもっている施設です。 対象 0～5歳のお子さん

◆ 障害児保育

保育所等で心身に発達の遅れがあるお子さんを対象に障害児保育が実施されています。保育士を追加で配置する(加配)などして、お子さんの発達を促す支援が行われています。

お子さんの入園の可否、加配の有無については、審査後に決定されます。医療的ケアがあるお子さんの入園に悩む場合も、申請窓口にご相談ください。

障害児保育を実施している保育所等の詳細については、お住まいの市町の子育て支援担当課にお問合せください。

申請窓口 お問合せ先	④ 子育て支援担当課 → 2、3ページ「窓ロー覧」をご覧ください。
---------------	--------------------------------------

3. 特別支援学校の幼稚部

特別支援学校の中に幼稚部が設置されているところがあり、3歳または4歳から通うことができます。設置されている学校については 22 ページをご覧ください。

※詳細は学校へお問合せください。

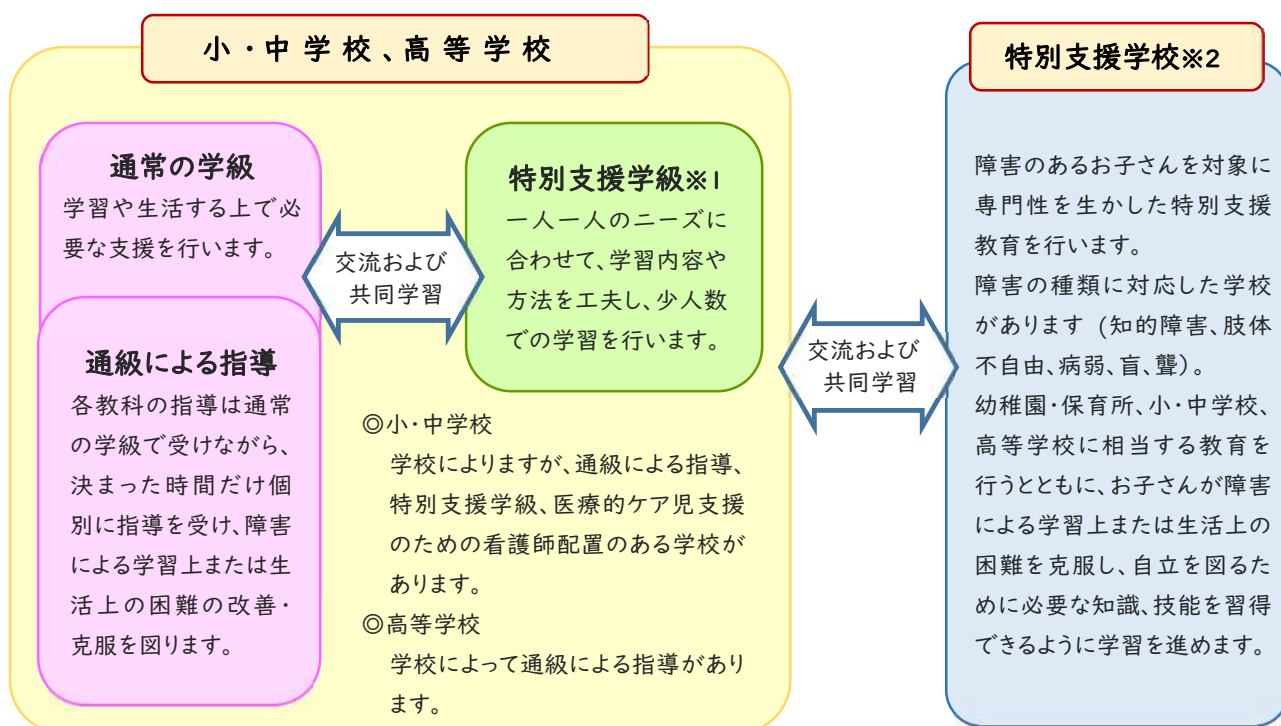
8 入学・学校生活



学校はどうしたらいいのかな？
どこに相談すればいいんだろう。

1. 障害のあるお子さんへの特別支援教育

「特別支援教育」とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、お子さん一人一人の教育的ニーズを把握し、その持っている力を高めて、生活や学習上の困難を改善・克服するために、適切な指導や必要な支援を行うものです。



※1 比較的長期にわたって病院に入院しているお子さんを対象に、院内学級が設置されている病院もあり、院内で教育を受けることができます。

※2 通学が困難なお子さんのために、特別支援学校の教員を家庭または、医療機関に派遣して教育を行う訪問教育も行われています。



2. 相談するところ

(1) 早期教育相談










幼児教育段階から義務教育への円滑な移行を推進するために、幼児期から就学前までの発達が気になるお子さんとその保護者を対象として、5月～8月頃に教育相談（支援の在り方や就学相談等）が実施されています。医療的ケアがあるお子さんの場合は2年くらい前から個別に相談しておくといいです。

日時・場所等の詳細については、お住まいの市町の学校教育担当課へお問合せください。

お問合せ先	⑤ 学校教育担当課(教育委員会) → 2、3ページ「窓ロー覧」をご覧ください。
-------	--

(2) 教育相談等(随時)

お子さんの養育や入学等について、愛知県総合教育センターや各特別支援学校で教育相談等を実施しています。詳しくは、各機関にお問合せください。5月頃から学校説明会の申込が始まります。

相談先		内容	お問合せ先	受付時間
愛知県総合教育センター		一般教育相談 対象:児童生徒とその保護者、関係教職員 内容:身体・精神、学業、不登校、いじめ、非行、進路・適性、家庭教育、体罰、暴力行為等	相談部 教育相談研究室 0561-38-2217	月曜～金曜 (祝日除く) 9:00～17:00 
		特別支援教育相談(予約制) 対象:特別な支援が必要な幼児児童生徒とその保護者、関係教職員 内容:家庭での療育や育て方、就学や進路の問題、幼稚園や学校等での指導方法	相談部 特別支援教育相談研究室 0561-38-9517	
肢体不自由	稲沢市 愛知県立一宮特別支援学校	入学・教育相談 障害のあるお子さん(幼児・児童・生徒)についての相談、就学や転・入学の相談ができます。 どんな学校か知りたい、進学に悩んでいる、入学するにはどうしたらよいか等。 ※看護師常駐、通学:スクールバス・保護者送迎 つばみ相談 対象:お子さんの成長や発達に不安や悩みをお持ちの保護者や保育士、職員等を対象に実施。 方法:電話または面接(面接は要予約)	教育支援部 0586-51-2221	
	清須市・北名古屋 愛知県立名古屋特別支援学校	入学・教育相談 障害のあるお子さん(幼児・児童・生徒)についての相談、就学や転・入学の相談ができます。 どんな学校か知りたい、進学に悩んでいる、入学するにはどうしたらよいか等。HP「学校案内」掲載。 ※看護師常駐、通学:スクールバス・保護者送迎	<小学部について> 052-502-8876 <中学部について> 052-502-8826 <高等部について> 052-502-8827	
	豊山町 愛知県立小牧特別支援学校	入学・教育相談 障害のあるお子さん(幼児・児童・生徒)についての相談、就学や転・入学の相談ができます。 どんな学校か知りたい、進学に悩んでいる、入学するにはどうしたらよいか等。 ※看護師常駐、通学:スクールバス・保護者送迎 あゆみ相談 対象:お子さんの成長や発達に不安や悩みをお持ちの保護者や保育士、職員等を対象に実施。 方法:電話または面接(面接は要予約)	教育支援部 0568-73-7661	 
知的障害	愛知県立いなざわ特別支援学校	入学・教育相談 電話申し込み。申込先(担当者):小学部、中学部、高等部それぞれの部主事まで。 ※就労アドバイザー配置、スクールバスあり	<小学部・中学部・高等部> 0587-35-2005	
		ふれあい相談(予約制) 子育てや日常生活、学校生活を送る上での困りごとや心配事、児童生徒との接し方や支援の仕方等の相談。電話申込み。		
愛知県立名古屋盲学校		教育相談 0歳児から成人の方を対象に実施しています。視力測定や視覚補助具、子育てのアドバイス、就学の相談等を行っています。	TEL:052-711-0009 FAX:052-723-6813	
愛知県立一宮聾学校		教育相談 0歳児から相談ができます。聴力測定等のきこえに関する検査、子育てのアドバイス、就学の相談等を行っています。	TEL:0586-45-6000 FAX:0586-43-4462	

※QRコードは、紙や手などで別のコードを隠してご使用ください。

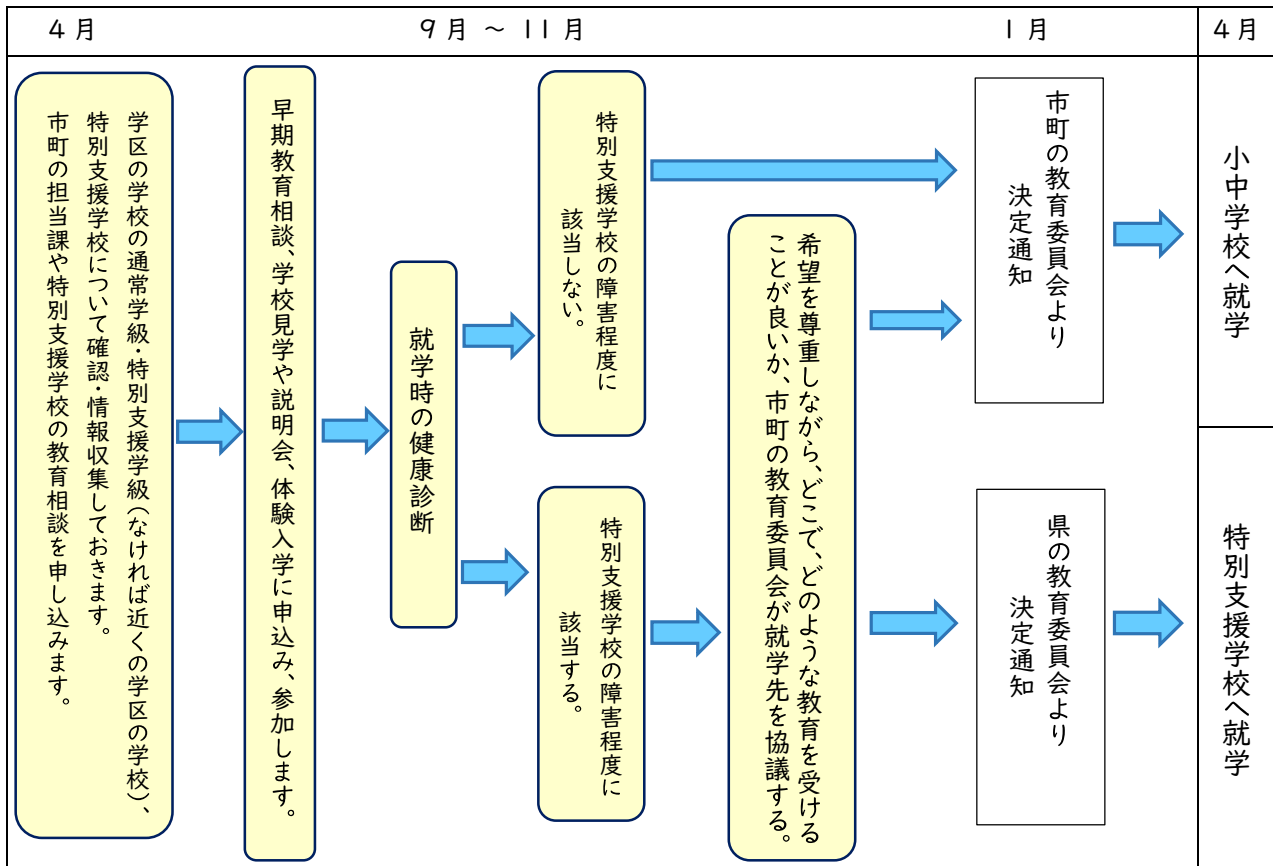
3. この地域のお子さんが通う特別支援学校（稲沢市、清須市、北名古屋市、豊山町）

種別	学校名	住所	電話番号	管内市町の対象地域	設置部
肢体不自由	愛知県立 一宮特別支援学校	一宮市杉山字氏神廻 1	0586- 51-2221	稲沢市	幼・小 中・高
	愛知県立 名古屋特別支援学校	名古屋市西区中小田井五丁目8 8番地	052- 502-8866	清須市、北名古屋市	小・中 高
	愛知県立 小牧特別支援学校	小牧市久保一色 1129-2	0568- 73-7661	豊山町	小・中 高
知的	愛知県立 いなざわ特別支援学校	稲沢市一色森山町225-1	0587- 35-2005	稲沢市、清須市、 北名古屋市、豊山町	小・中 高
盲	愛知県立 名古屋盲学校	名古屋市千種区北千種 1-8- 22	052- 711-0009	稲沢市、清須市、 北名古屋市、豊山町	幼・小 中・高
聾	愛知県立 一宮聾学校	一宮市大和町苅安賀字上西之 萩 30	0586- 45-6000	稲沢市、清須市、 北名古屋市、豊山町	幼・小 中・高
病弱	愛知県立 大府特別支援学校 (名大病院、中京病院、藤 田医科大病院で施設内 教育も行っています)	大府市森岡町 7-427	0562- 48-5311	稲沢市、清須市、 北名古屋市、豊山町	小・中 高



参考 就学までの流れ

※参考の流れですので、市町や状況に応じて異なります。



～ 通常の学級に進学し、運動制限等の配慮が必要なとき ～

慢性的な病気があっても、手術や服薬等の治療で、普段は健康な子と変わらない生活を送るお子さんも多くいます。

一方で、見た目ではわからない症状や障害のため、配慮を必要とする場合もあります。就学時健診時や入学後に学校に提出する「学校生活管理指導表」等で学校に知らせましょう。また、入学後も担任の先生や養護教諭と相談していきましょう。



9 子育て支援・その他サービス

忙しい日々…。子どもを預かってくれたり、
家事を助けてくれるサービスないのかな？



市町の保育園で一時預かりができます。
また市町ごとに「ファミリーサポート」や「シルバー人材センター」
という事業があります。地域の人たちの力を借りましょう。

1. 一時保育（一時預かり）

病気や出産、冠婚葬祭等により、子どもを保育できない場合に、一時的に保育園で子どもを預かり、保育をするサービスです。利用条件・利用時間・利用料は、市町により異なりますので、ご確認ください。

申請窓口 お問合せ先	④ 子育て支援担当課 → 2、3ページ「窓口一覧」をご覧ください。
---------------	--------------------------------------

2. ファミリー・サポート・センター

「子育ての支援をしてほしい人」（依頼会員）と「子育ての援助がしたい人」（援助会員）が会員となり、送迎や子どもの預かり等会員同士がお互いに助け合うシステムです。





「子育ての援助がしたい人」（援助会員）は、医療・看護職でないため医療的ケア児の支援は難しいです。

窓口	電話番号	ホームページ
稲沢市ファミリー・サポート・センター (医療的ケア児については、要相談)	0567-28-5574	
清須市ファミリー・サポート・センター (清須市役所健康福祉部児童保育課内)	052-409-0755	
北名古屋市ファミリー・サポート・センター (北名古屋市児童センターきらり)	0568-22-7601	
豊山町ファミリー・サポート・センター (総合福祉センター南館 ひまわり内)	0568-39-0060	

※QRコードは、紙や手などで別のコードを隠してご使用ください。

3. シルバー人材センター

高齢者の豊かな経験と能力を生かし、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的とした組織です。60歳以上の方が会員となっています。草取りや家事のお手伝い等のお仕事をお願いすることができます。

窓口	住所	電話番号	ホームページ
稲沢市シルバー人材センター	稲沢市稲葉三丁目11番8号	0587-21-9130	
	<祖父江支所> 稲沢市祖父江町上牧下川田454 稲沢市祖父江生涯学習センター内	0587-97-8306	
清須市シルバー人材センター	清須市一場古城604番地15 清須市清洲総合福祉センター2階	052-400-3123	
北名古屋市シルバー人材センター	北名古屋市西之保中社8番地	0568-21-0810	
豊山町シルバー人材センター	西春日井郡豊山町大字豊場字神戸188番地	0568-28-6322	

※QRコードは、紙や手などで別のコードを隠してご使用ください。

4. 子育てショートステイ ※実施市町：稲沢市、清須市、北名古屋市

病気や冠婚葬祭、仕事の都合等により、一時的にお家で子どもをみるのが難しくなった場合に、お子さんを施設等で預かります。

申請窓口 お問合せ先	稲沢市：子育て支援課子ども家庭相談グループ ☎ 0587-86-1327 清須市：子ども家庭課 ☎ 052-400-2911（代表） 北名古屋市：社会福祉課 ☎ 0568-22-1111（代表） → 2、3ページ「窓口一覧」をご覧ください。
---------------	---

🌿 病気のあるお子さんのきょうだい 🌿

小児慢性特定疾病医療費助成の申請に来られた保護者の方とお話させていただくと時々お聞きするのが、病気のあるお子さんのきょうだいのことです。

病気のあるお子さんと同じように、とても大切に思っているけれど、さみしい思いをさせていないかな…どうしてあげるといいかな…などの声をお聞きます。

大阪に、病気をもつお子さんのきょうだい支援をしている団体があり、病気のあるお子さんのきょうだいのための本を作成しています。

良かったら、一度読んでみてください。

NPO 法人しぶたね

「きょうだいさんのための本 たいせつなあなたへ」

<http://sibtane.com/>



10 就労の相談



自分に合った仕事って何？
自分の希望する仕事があるけど、病気の症状や治療を考えると不安…。
会社に病気のことを伝えるべき？ どう伝えたらいい？
どこで相談できるんだろう…？

現在、学校に通っている方は、まず通学している高校や特別支援学校の先生に相談しましょう。
また、短大や大学などでも就職支援を行っています。
ここでは、ハローワークなどの一般的な就職に関する相談先をはじめ、慢性疾病や難病、
障害のある方がそれを踏まえた就労相談ができる相談先についてご紹介します。



1. ヤング・ジョブ・あいち

企業・学校等の協力の下で、愛知県と愛知労働局が連携して運営する学生及び若年者の就職総合支援施設です。職業適性診断、職業紹介、キャリアコンサルティング、心理相談等の就業関連サービスが、ワンストップで提供されています。

(1) あいち若者職業支援センター(自分の適性・適職探しをしたい方)

愛知県が運営し、仕事を探している若年者の就職支援を行っています。職業選択サポート(セミナー開催、職業訓練案内、ジョブカード作成)、心理の専門家やキャリアコンサルタントによる就職相談、家族からの就職相談、また職業意識啓発に関する事業が行われています。

(2) 愛知新卒応援ハローワーク(学生および既卒者の方)


就職支援ナビゲーターによる大学等と連携した相談及びエントリーシートの作成支援、面接指導、応募先の選定等のきめ細やかな就職支援が行われています。

<対象>大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)等を新たに卒業する学生および卒業後3年以内の既卒者

(3) 愛知わかものハローワーク(35歳未満の若年者の方)

担当者制による職業相談・紹介、応募書類の作成支援、面接対策等の就職支援が行われています。




<対象>正規雇用を目指す35歳未満の若年者(在学生・専門学校以上の既卒3年以内の方を除く)

お問合せ先	<p>ヤング・ジョブ・あいち 名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル9階 利用時間:月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く) 8時30分~17時15分 ☎ 052-232-2351</p> <p>● あいち若者職業支援センター ☎ 052-232-2352 ● 愛知新卒応援ハローワーク ☎ 052-855-3750 ● 愛知わかものハローワーク ☎ 052-855-3760</p>	
-------	---	---

2. ハローワーク(公共職業安定所)


具体的な就職先をお探しの方に対して、福祉・教育等関係機関と連携し、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援が実施されています。

特に「専門援助部門(一宮)」「企業支援・専門援助部門(津島)」「専門援助第三部門(名古屋中)」では、病気による症状や障害のある方の職業相談も受けられます。また、障害者手帳をお持ちの方や難病患者さんのための就労支援相談を行っています。症状の特性を踏まえたきめ細やかな相談が行われています。

お問合せ先	ハローワーク一宮(管轄:稲沢市の平和町以外) 一宮市八幡 4-8-7 一宮労働総合庁舎 ☎ 0586-45-2048	(一宮) 
	ハローワーク津島(管轄:稲沢市平和町) 津島市寺前町 2-3 ☎ 0567-26-3158	(津島) 
	ハローワーク名古屋中(管轄:清須市・北名古屋市・豊山町) 名古屋市中区錦 2-14-25 ヤマイチビル ☎ 052-855-3740	(名古屋中) 
	利用時間:月曜日~金曜日(祝日は除く) 8時30分~17時15分	

3. 愛知障害者職業センター



障害のある方に対して、地域のハローワーク等と連携し、就職に関する相談や職場に定着するための援助、就職・復職準備のための支援、事業主や関係機関の方への助言や支援等が行われています。

お問合せ先	名古屋市中区錦 1-10-1 MI テラス名古屋伏見 5階 利用時間:月曜日~金曜日(祝日は除く) 8時45分~17時00分 ☎ 052-218-2380	
-------	---	---

4. 障害者就業・生活支援センター

労働局と愛知県からの委託を受け、障害をもつ方の「働くこと」や「生活に関すること」について、一体的に相談と支援が行われています。

支援内容は、就労に向けた相談とそれに伴う生活相談/就職準備、求職活動の支援/相談・職場実習、就労後の助言等の職場定着支援です。障害の種類や手帳の有無は問いません。また事業主からの相談も受け付けています。必要に応じて、各市町、ハローワーク、職業センター、学校、福祉サービス事業所等とネットワークを構築し連携を図っています。

お問合せ先	●尾張西部障害者就業・生活支援センター「すろーぷ」(管轄:稲沢市) 一宮市大和町馬引字郷裏 41 ハイソノダコウ 102 利用時間:月曜日~金曜日 8時30分~17時30分 ☎ 0586-85-8619	(尾張西部) 
	●尾張中部障害者就業・生活支援センター (管轄:清須市・北名古屋市・豊山町) 名古屋市中区錦 260 番地 ITALIAN 第3平松マンション 501 利用時間:月曜日~金曜日 9時00分~17時00分 ☎ 052-908-2540	(尾張中部) 

5. 障害者総合支援法による就労支援

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの中に「訓練等給付」と呼ばれるサービスがあります。

この中に、就労支援のサービスがあります。

就労移行支援		一般企業への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	A型	一般企業での就労が困難な方に、雇用契約に基づいて働く機会を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
	B型	一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援		一般就労した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

申請窓口 お問合せ先	③ 障害福祉担当課 → 2、3ページ「窓口一覧」をご覧ください。
---------------	-------------------------------------

6. 愛知県医師会 難病相談室

難病相談室では、病気の相談だけでなく、就労に関する相談も行っています。

詳しい内容・お問合せ先については、5ページをご覧ください。

11 患者会・家族会



同じような病気の子や
家族の話を聞いてみたい。

患者会や家族会があります。

治療や生活の情報を得ることができたり、悩みや不安をわかちあい、励まし合って心を癒す場になる
こともあります。入会したからといって、活動に参加しなければいけないということはありません。

保健師や下記の団体などにご相談ください。



●NPO法人愛知県難病団体連合会

内容	所在地	電話番号	
難病の方の福祉や生活相談、患者会・友の会の 情報を知ることができます。	名古屋市中村区本陣通 5-6-1 地域 資源長屋なかむら 101	052-485-6655	

●認定NPO法人難病のこども支援全国ネットワーク

内容	所在地	電話番号	
医療・教育・福祉等の相談や希少難病の お友達探しを手伝います。	東京都文京区本郷 1-15-4 文京尚 学ビル	03-5840-5973	

身体的な障害がない知的障害の方も加入されています。
同じ地域の人と情報を交換したり、交流の場になります。

●肢体不自由児・者父母の会

団体名	連絡先	
愛知県 肢体不自由児・者父母の会連合会	0564-31-6096	
稲沢市障害者福祉団体連合会 (身体・視聴覚・手をつなぐ育成会・精神障害者家族会)	パンジーハウス 090-8130-1779 FAX:0567-46-6010	
清須市心身障がい児者福祉協会、手をつなぐ親の会、 尾張中部精神障がい者家族会 など	心身障がい児者福祉協会事務局 052-401-0031 (清須市社会福祉協議会)	
北名古屋市手をつなぐ育成会、北名古屋市心身障害者福祉 協会、愛知県難聴・中途失聴者協会 など	北名古屋市福祉こども部 社会福祉課 0568-22-1111(代表)	
豊山町 福祉作業所親の会、デイジーポテト など	③豊山町 福祉課 0568-28-0912	

※各市町社会福祉協議会 HP ボランティア情報内にも、交流会等の情報があります。

●疾患別団体

次ページに一覧が載っています。連絡先等の詳細については、あいち小児保健医療総合センターホームページを
ご覧ください。

あいち小児保健医療総合センター 患者家族会



疾患群	支援病名	団体名
悪性新生物	小児がん	(公)がんの子供を守る会 東海支部
	AT/RT 非定型奇形腫様ラブドイド腫瘍	小児脳腫瘍 AT/RT 家族会
腎疾患	腎臓疾患・ネフローゼ・透析・移植患者	キドニークラブ(腎臓疾患の子どもの会)
心疾患	ウィリアムズ症候群	エルフィン中部
	川崎病	川崎病の子どもをもつ親の会
	先天性心疾患	全国心臓病の子どもを守る会 愛知県支部(愛知心臓病の会)
	先天性心疾患・後天性心疾患	岐阜県心臓病児者の会
内分泌疾患	骨形成不全症	骨形成不全友の会
	ターナー症候群	かぐや姫の会
糖尿病	1型糖尿病	つばみの会 愛知・岐阜 愛知支部
代謝異常	ウイルソン病	ウイルソン病友の会
	先天性脂質代謝異常	ゴーシェ病患者及び親の会
	ムコ多糖症類、ガラクトシアリドーシス、ムコリピドーシス、GM-1ガングリオシドーシス、GM-2ガングリオシドーシス	日本ムコ多糖症患者家族の会
血液疾患	血友病	鶴友会
免疫系疾患	膠原病	全国膠原病友の会 愛知県支部
	若年性特発性関節炎(JIA)	あすなる会
	原発性免疫不全症候群	NPO 法人 PID つばさの会
神経・筋疾患	二分脊椎症	日本二分脊椎症協会 東海支部
	もやもや病	もやもや病の患者と家族の会 中部ブロック
	重症筋無力症	一般社団法人 全国筋無力症友の会
	筋ジストロフィー	愛知県筋ジストロフィー協会
	水頭症	日本水頭症協会
	てんかん	公益社団法人日本てんかん協会 愛知県支部
	脳性麻痺等重症な心身障害児者	愛知県重症心身障害児(者)を守る会
	無痛無汗症(遺伝性感覚自律神経性ニューロパチーIV型)	特定非営利活動法人 無痛無汗症の会 トゥモロウ
	結節性硬化症	TS つばさの会
	SSPE(亜急性硬化性全脳炎)	SSPE 青空の会
	結節性硬化症	TSC SALON CHUBU
	消化器疾患	鎖肛
鎖肛		地域で一緒に支え合う会(鎖肛当事者の会)
胆道閉鎖症		胆道閉鎖症の子どもを守る会
短腸症候群を始めとする腸管不全全般		一般社団法人 短腸症候群の会
アラジール症候群		日本アラジール症候群の会
染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	ダウン症候群	グループたんぼぼ
	遺伝子疾患	らるご
	ダウン症	かめのこハウス
	ダウン症候群・染色体異常	ダウン症とその他の染色体しょうがい児・者 親の会 エンジェル
	22q11.2欠失症候群	22 HEART CLUB
	染色体起因しょうがい	染色体起因しょうがい児・者を持つ親の会 Four-Leaf Clover
アンジェルマン症候群	エンジェルの会	

疾患群	支援病名	団体名
染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	マルファン症候群	マルファンネットワークジャパン (MNJ)
	コケイン症候群	日本コケイン症候群ネットワーク
	エマヌエル症候群	エマヌエル症候群の情報サイト
	マルファン症候群	NPO 法人日本マルファン協会
	CDKL5 遺伝子異常症候群	cdkl5 japan らぶはんず
皮膚疾患	魚鱗癬	魚鱗癬の会 ひまわり
	色素失調症	色素失調症の患者と家族の会
骨・関節系疾患	ペルテス病	全国ペルテス病保護者等連絡会(ペルテス会)
	2型コラーゲン異常症関連疾患	2型コラーゲン異常症患者・家族の会
聴覚・平衡機能系疾患	難聴・聴覚障害	全国難聴児を持つ親の会
アレルギー	アレルギー・食物アレルギー・喘息	岡崎アレルギーの会
		認定特定非営利活動法人 アレルギー支援ネットワーク てるてるぼうず
		アレルギーっ子あつまあれ会
		名古屋南部アレルギーの会
精神疾患	LD等発達障害	あいち LD 親の会かたつわり
	高機能広汎性発達障害・ADHD	NPO 法人 えじそんくらぶ なごや親の会
	高機能広汎性発達障害・LD・ADHD	特定非営利活動法人アスペ・エルデの会
	発達障害	らっこちゃん親の会
	自閉症とその周辺障害	特定非営利活動法人 愛知県自閉症協会・つぼみの会
	発達障がいやHSCなどのちょっとズレてる子たち	パステル
その他	口唇口蓋裂	口唇・口蓋裂児親の会(たんばぼ会)
	先天性四肢障害と耳介の障害等	先天性四肢障害児父母の会
	レックリングハウゼン病、神経線維腫症2型、 栄養障害型表皮水疱症、その他疾病	社会福祉法人 復生あせび会相談事業部・あせび会
	肢体不自由児・者	東海市肢体不自由児者父母の会
	人工呼吸器をつけた方または同程度のケア を必要とする方	バクバクの会 人工呼吸器とともに生きる
	難病や障害のある子どもとその家族	認定 NPO 法人難病のこども支援全国ネットワーク
	兄弟姉妹に障がい者がいる人たち	全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会
	赤ちゃん及び子どもを亡くした親のサポート	NPO 法人 SIDS 家族の会
	乳幼児の摂食障害・嚥下障害・経管栄養	摂食・嚥下障がい児親の会 つばめの会
	出生前診断や障がいに関する情報提供、 オンラインピアサポート	NPO 法人親子の未来を支える会
		ぱぱすの木 passionpowerfulsmile スペシャル子育て親の会
		愛知リトルベビーサークル 希望の光

12 災害時の備え



災害や停電が起こったら、どうしよう。
どう備えておくとよいのかな？

災害時など、いざという時のために備える対策を考えていきましょう。
日頃からの準備がとても大切です。
主治医や保健師等に相談しておくとよいでしょう。



自宅付近で予想される災害状況を確認！

- ・ お住まいの地域の「ハザードマップ」を確認して、どんな災害が起きる可能性があるのかを知っておきましょう。
- ・ いち早く災害情報を得られる方法を日頃から確認しておきましょう。各市町で災害時の緊急情報や避難所の情報をメールで配信するサービスを行っています。

ハザードマップや避難所は、お住まいの市町のホームページの防災情報から確認できます。

避難場所・ルート・方法を確認！

- ・ 予想される災害状況から、災害時の避難方法（避難所に行くか、自宅で過ごすか）を家族で考えておきましょう。
- ・ 避難所と避難経路を、日頃から確認しておきましょう。被災した場合の家族の集合場所にもなります。
- ・ どの道に被害が出るかわかりません。避難場所に行くためにどんなルートがあるか、確認しておきましょう。

緊急時の連絡先を確認！

- ・ 災害時は、携帯電話の規制がかかったり、通信が集中したり、電話が繋がらなくなります。
- ・ 安否確認は、災害用伝言板サービスや災害用伝言ダイヤル「171」を利用できるようにしておきましょう。
- ・ 医療的ケアのある方は、主治医や訪問看護師等在宅生活の支援者、保健師、機器メーカーの業者、電力会社等とどうやって連絡をとるか相談・確認しておきましょう。

食料、医療材料、医薬品等を備蓄！

- ・ 食事や水等の食料は、備蓄が可能であれば7日分を準備しておきましょう。
乳幼児や食物アレルギーのある方、流動食や経管栄養等食事に配慮が必要な方は2週間分の準備がすすめられています。（農林水産省『要配慮者のための災害時に備えた食品ストックガイド』より）
- ・ 医療材料（吸引のカテーテルやストーマ用品等）、衛生材料（ガーゼ等）は最低7日分の準備ができると良いです。
お子さんによって、特別な食事、水分管理等が必要な場合もあります。一般では手に入りにくい医薬品や医療材料等もあり、必要な量も個人差があります。主治医や訪問看護師等と一緒に考えられると良いでしょう。
- ・ お薬手帳はすぐに持ち出せるようにしておきましょう（もしくは最新の薬剤情報提供書を非常用持ち出し袋に入れておきましょう）。
いつも飲んでいる薬の確認ができれば、スムーズに処方してもらいやすいです。
お薬手帳に書かれていることが、最新の情報になっているかを確認し、既往歴や副作用歴、アレルギー歴も記載しておくようにしましょう。

停電時の対応について!

- 懐中電灯の置き場所や予備電池の置き場所を決めておき、月に1回は点灯確認をしましょう。



在宅医療機器を使用している場合


呼吸器や吸引器、酸素等が必要な場合、どの機器に電源が必要なのか、バッテリーの使用可能時間、代用方法を確認し、使うことができるようにしておきましょう。バッテリーは充電のため、複数あると良いでしょう。

- ★ お使いの人工呼吸器の機種によっては、災害時に位置情報等を得て予備機やバッテリーを避難場所に届ける(フィリップス・フクダ等)、予備のバッテリーを貸出する(コヴィディエンジャパン等)などの活動を行っている会社もありますので、各自、呼吸器メーカーにお問合せください。
- ★ 他の医療機器をお使いの方も、各自使用している医療機器メーカーにお問合せください。

- あらかじめ、電力会社・近くの消防署に人工呼吸器を使用していることを伝えておきましょう。

- 停電情報(復旧情報や長期化の場合の避難勧奨)について、中部電力の無料アプリ「停電情報お知らせサービス」に地区等を登録すると、最新情報を確認できます。発災時の問合せはチャット機能が推奨されます。

<問合せ先>
中部電力 ネットワークコールセンター
0120-985-232



スマートフォンアプリ
「停電情報お知らせサービス」

- 電源確保の方法として、自動車を使用する方法や発電機の購入等があります。使用している機器によって合う方法が異なるため、業者に問合せると良いでしょう。

▶詳しい方法は…

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

『医療機器が必要な子どものための災害対策マニュアル～電源確保を中心に～』をご覧ください。



避難行動要支援者名簿・災害時個別避難計画の作成

- 災害時に避難等の支援を必要とする方を事前に把握し、地域での支援を行えるようにしています。対象要件に当てはまる場合は、お子さんでも避難行動要支援者名簿に登録することができます。「病気や障害があって家族だけでは避難が難しい」など支援を必要とする場合は、事前に市町に申請しておきましょう。
- 名簿に登録された方のうち、お住まいの地域の災害特性やご本人の状況をもとにあらかじめ具体的な避難方法と安否確認等について災害時個別避難計画を作成している場合もあります。詳しくは市町にお問合せください。

お問合せ先

③ 障害福祉担当課

→2、3ページをご確認ください。

ご存知ですか?ヘルプマーク・ヘルプカード

Q.ヘルプマークってなんですか?

内部障害や難病の方等、病気があることが外見からわからない方が、周りの人に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。シールが付いているので、必要な支援をシールに書いて、マークの裏に貼ることができます。

Q.どこでもらえるの?

市町の障害福祉担当課や清須保健所でお声かけください。

Q.費用はかかるの?なにか手続きはいるの?

お一人につき1個、無料で配布します。手続きはいりません。障害者手帳、身分証明書の提示や申請書等も不要です。(ただし、一部の市町では申請書等の提出を求める場合があります。)



13 參考資料

障がいのある方のライフステージごとのサービスマップ

年齢	0歳～ 新生児・乳幼児	3歳～ 未就学児	6歳～ 小学生 / 中学生	18歳～ 20歳～	65歳～	
相談する	福祉課	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳、各種手当、障害福祉サービス、地域生活支援事業等に関すること			障害年金 心身に障害があり、一定の受給要件を満たす人に支給される年金【一宮年金事務所・国保年金課】 成年後見制度 判断能力が十分でない障害者の権利擁護のための制度【名古屋家庭裁判所一宮支部】 日常生活自立支援事業 判断能力が十分でない障害者の権利擁護のための事業【稲沢市社会福祉協議会】 福祉総合相談 福祉に関する総合的な相談の受付等【社会福祉協議会】※福祉課内に相談窓口設置	高齢基礎年金 国民年金保険料を納めた期間や保険料免除期間などを合わせた資格期間が10年以上ある方【一宮年金事務所・国保年金課】 高齢介護課 介護保険制度全般に関する業務 介護保険の介護サービスの申請 対象者 65歳以上の方、40歳～64歳の特定疾病の方 地域包括支援センター 65歳以上の方の介護予防、生活、福祉、医療、虐待など権利擁護についての総合相談窓口 居宅介護支援事業所 ケアマネージャーによるケアプラン作成
	子育て支援課	子育ての相談や子育て支援に関する各種の事業、児童扶養手当等の申請				
	子育て支援総合相談センター	発達相談、保育園等との連携を行う児童の支援の中核的な機関／こども発達支援室【西町さざんか児童センター内】				
	保育課	入園相談【障害児保育指定園(公立)】 障害児保育園(私立)				
訪問してもらう	健康推進課	保健師等が自宅を訪問し、成長・発達、健康等の相談支援を行う			特定相談支援事業所 障害のある方や家族からの日常生活の様々な相談に対応し、サービス等利用計画作成を行う 健康推進課 保健師等が自宅を訪問し、健康・疾病等の相談支援を行う 訪問診療(往診) 在宅で療養している通院が困難な人を対象に、医師が定期的に訪問して診察を行う 訪問看護 看護師等が自宅を訪問し、生活の場において看護ケアを行う 訪問リハビリ 理学療法士、作業療法士等のリハビリの専門家が自宅を訪問しリハビリ等を行う 障害福祉サービス(児童福祉法) <ul style="list-style-type: none"> 身体介護 ヘルパーが家庭に訪問して入浴・排泄・食事の介護等を行う 家事援助 ヘルパーが家庭に訪問して調理、洗濯、掃除、生活必需品の買い物などを行う 通院等介助 ヘルパーによる通院の同行、通院時の介護(通院等介助、乗降介助等)、公的手続き等の同行支援 同行援護 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う 行動援護 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う 移動支援 余暇や社会参加のための外出にヘルパーが同行して行う支援 訪問入浴 重度の身体障害者に対し、自宅に簡易バスを持ち込んで行う入浴サービス 	
	愛知県中央児童・障害者相談センター	身体障害者・知的障害者の相談、身体障害者手帳の判定・交付、療育手帳の判定・交付、補装具交付等の判定に関すること、障害者差別解消条例に係る相談に関すること				
	あいち発達障害者支援センター	発達障害児(者)への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関、専門窓口や地域での巡回での対応、情報提供・関係機関の職員研修や連絡調整などの総合的な支援【愛知県心身障害者コロニー附属】				
	相談支援 基幹相談支援センター	稲沢市の中核的な役割を担う相談支援センター				
通う	健康推進課	保健師等が自宅を訪問し、成長・発達、健康等の相談支援を行う			生活介護 介護や創作的活動又は生産活動の機会を提供 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 身体機能又は生活能力の維持・向上のための訓練 就労移行支援 一般企業へ就労を希望する方へ、一定期間必要な訓練を行う 就労定着支援 就労移行支援等を利用して、一般企業等に雇用された方が継続して就労できるよう関係機関との連絡調整を行う 就労継続支援A型 一般企業への就労が困難な方への働く場の提供(雇用契約を結びます) 就労継続支援B型 一般企業への就労が困難な方への働く場の提供(雇用契約は結びません) 地域活動支援センター 創作・生産活動の機会の提供し、社会交流の促進を図る	
	訪問診療(往診)	在宅で療養している通院が困難な人を対象に、医師が定期的に訪問して診察を行う				
	訪問看護	看護師等が自宅を訪問し、生活の場において看護ケアを行う				
	訪問リハビリ	理学療法士、作業療法士等のリハビリの専門家が自宅を訪問しリハビリ等を行う				
暮らす	健康推進課	保健師等が自宅を訪問し、成長・発達、健康等の相談支援を行う			療養介護 入所により医療を必要とする障害者に機能訓練、看護等を行う 施設入所支援 入所により介護や必要な日常生活上の支援を行う 共同生活援助 必要な支援を受けながら少人数で共同生活を行う(グループホーム)	
	訪問看護	看護師等が自宅を訪問し、生活の場において看護ケアを行う				
	訪問リハビリ	理学療法士、作業療法士等のリハビリの専門家が自宅を訪問しリハビリ等を行う				
	障害福祉サービス(児童福祉法)	<ul style="list-style-type: none"> 身体介護 ヘルパーが家庭に訪問して入浴・排泄・食事の介護等を行う 家事援助 ヘルパーが家庭に訪問して調理、洗濯、掃除、生活必需品の買い物などを行う 通院等介助 ヘルパーによる通院の同行、通院時の介護(通院等介助、乗降介助等)、公的手続き等の同行支援 同行援護 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う 行動援護 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う 移動支援 余暇や社会参加のための外出にヘルパーが同行して行う支援 訪問入浴 重度の身体障害者に対し、自宅に簡易バスを持ち込んで行う入浴サービス 				
短期利用	健康推進課	保健師等が自宅を訪問し、成長・発達、健康等の相談支援を行う			介護保険 特別養護老人ホーム／老人保健施設／療養病棟等 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
	訪問看護	看護師等が自宅を訪問し、生活の場において看護ケアを行う				
	訪問リハビリ	理学療法士、作業療法士等のリハビリの専門家が自宅を訪問しリハビリ等を行う				
	障害福祉サービス(児童福祉法)	<ul style="list-style-type: none"> 身体介護 ヘルパーが家庭に訪問して入浴・排泄・食事の介護等を行う 家事援助 ヘルパーが家庭に訪問して調理、洗濯、掃除、生活必需品の買い物などを行う 通院等介助 ヘルパーによる通院の同行、通院時の介護(通院等介助、乗降介助等)、公的手続き等の同行支援 同行援護 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う 行動援護 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う 移動支援 余暇や社会参加のための外出にヘルパーが同行して行う支援 訪問入浴 重度の身体障害者に対し、自宅に簡易バスを持ち込んで行う入浴サービス 				
各種制度等	健康推進課	保健師等が自宅を訪問し、成長・発達、健康等の相談支援を行う			介護保険 短期入所生活介護 短期入所療養介護 介護医療院 医療 後期高齢者福祉医療(国保年金課) 介護保険 福祉用具貸与 住宅改修費支給 特定福祉用具販売 その他事業 訪問理美容／高齢者外出支援／ 寝具洗濯乾燥／家族介護用品支給／ 家族介護慰労金支給／徘徊高齢者家族支援	
	訪問看護	看護師等が自宅を訪問し、生活の場において看護ケアを行う				
	訪問リハビリ	理学療法士、作業療法士等のリハビリの専門家が自宅を訪問しリハビリ等を行う				
	障害福祉サービス(児童福祉法)	<ul style="list-style-type: none"> 身体介護 ヘルパーが家庭に訪問して入浴・排泄・食事の介護等を行う 家事援助 ヘルパーが家庭に訪問して調理、洗濯、掃除、生活必需品の買い物などを行う 通院等介助 ヘルパーによる通院の同行、通院時の介護(通院等介助、乗降介助等)、公的手続き等の同行支援 同行援護 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う 行動援護 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う 移動支援 余暇や社会参加のための外出にヘルパーが同行して行う支援 訪問入浴 重度の身体障害者に対し、自宅に簡易バスを持ち込んで行う入浴サービス 				
サービスやガイドブックの詳細について知りたい	健康推進課	保健師等が自宅を訪問し、成長・発達、健康等の相談支援を行う			その他 社会福祉協議会 ☎0587-23-6713 一宮年金事務所 ☎0586-45-1418 障害福祉サービス情報冊子「あらかると」(稲沢市地域自立支援協議会作成) WAM NET【ワメット】(介護保険・障害福祉サービスの事業者や病院・診療所などの検索)	
	訪問看護	看護師等が自宅を訪問し、生活の場において看護ケアを行う				
	訪問リハビリ	理学療法士、作業療法士等のリハビリの専門家が自宅を訪問しリハビリ等を行う				
	障害福祉サービス(児童福祉法)	<ul style="list-style-type: none"> 身体介護 ヘルパーが家庭に訪問して入浴・排泄・食事の介護等を行う 家事援助 ヘルパーが家庭に訪問して調理、洗濯、掃除、生活必需品の買い物などを行う 通院等介助 ヘルパーによる通院の同行、通院時の介護(通院等介助、乗降介助等)、公的手続き等の同行支援 同行援護 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う 行動援護 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う 移動支援 余暇や社会参加のための外出にヘルパーが同行して行う支援 訪問入浴 重度の身体障害者に対し、自宅に簡易バスを持ち込んで行う入浴サービス 				



医療的ケアが必要なお子さんが稲沢市で暮らしていくなかでの相談フロー



データ版はこちら！

年齢	出来事など	本人・家族の思い	相談先	考えておきたいこと
0歳	誕生から退院 そして自宅(地域)へ! ようこそ!! 	自宅での暮らしはどうしている? とにかく、今後の生活が不安。 どこに相談すれば... 	生活の不安を相談する。 基幹相談支援センター(稲沢市社協内) TEL 0587-23-6713(代表) FAX 0587-33-4666 医ケア児等コーディネーター を紹介します! 稲沢市社会福祉協議会 マスコットキャラクター 福ちゃん	はじめに 医ケア児等コーディネーター とつながりましょう! 保育園へ行きたい... →お子さんの情報をまとめておきましょう! と言われても... 子どものこと どうやってまとめよう... そんなときは サポートブック!! QRコードから チェック!!
0~1歳	保育園に年少から or 今後、保育園も視野に。	病気や治療のことを 相談したいな。	医療に関して相談する。 病院の医師、相談員、訪問看護 保健センター	
2歳	自宅 or 児童発達支援 事業所 など	保育園 には 入れるの? 小学校 には 通えるの?	保育園の相談をする。 稲沢市 保育課 【随時相談可】 詳しくはQRコードから! 	★子どもを預けたい(就労など)とお考えの方 保育を必要とする要件の有無により幼稚園、 保育園、認定こども園の選択肢がある。 ★入園はまだ先だけど、 皆と一緒に過ごしてみたいとお考えの方 親子体験保育(幼児から可)について相談 【参考】 10月 入園説明会、入園のしおり配布 11月 入園一次申込、面接
3歳	未就園 親子体験保育 (幼児から可)		学校の相談をする。 稲沢市 学校教育課 【随時相談可】 詳しくはQRコードから! 	
4歳(年少児)	入園(幼児)			7月 愛知県早期教育相談(要予約) ※就学先について考え始める。
5歳(年中児)				4月 学校への入学について相談 7月 稲沢市教育相談(要予約) ※特別支援学校への相談も同時に始める。
6歳(年長児)				7月 稲沢市教育相談(要予約) 10月 就学時健診 11月 稲沢市教育支援委員会
7歳~	特別支援学校 地域の 学校	学校生活の相談がした いな。	入学した地域の学校 入学した特別支援学校	※特別支援学校へ転校の必要があれば随時、学校と相談する。
その後	地域で生活していくなかで なにか困りごとがあれば...		基幹相談支援センター or 担当の医ケア児等コーディネーター	「誰かに相談したい」、「どうしたら...」 そんなときは、ぜひ相談してください!

**医ケア児等
コーディネーターって?**

お子さんが地域で生活していく
うえで、色々なことの相談に乗り、
関係者との調整をする人です。

医ケア児等コーディネーターです!

相談の時期などは問いません!
不安なこと、悩んでいること
一緒に考えましょう!



たくさんの相談先があるけど、
まずは、基幹相談支援センター
に相談すればいいんだね!



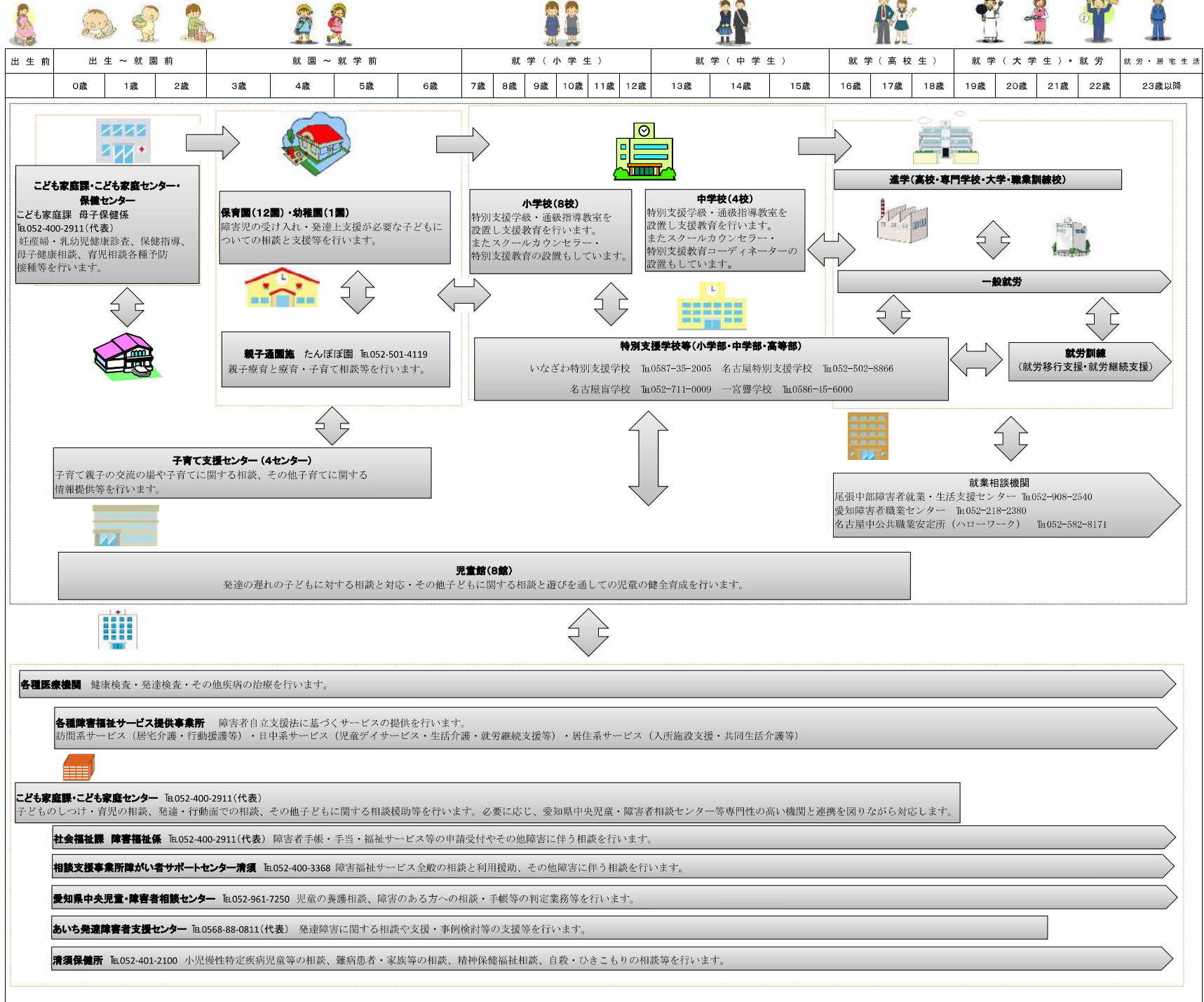
©稲沢市 いなっぴー

清須市ライフステージ相談・支援詳細チャート



分野	機関 / 年齢	出生前		出生～就学前			就学(小学生)						就学(中学生)			就学(高校生)			就学(大学生)・就労				就労・居住生活			
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳以降	
医療 保健	医療機関	妊産婦・乳児健康診査<妊産婦健康診査・新生児聴覚検査・乳児健康診査(1か月・10か月)>																								
	こども家庭課	こども家庭センター 母子健康教室事業<パパママ教室・離乳食講習会・育児不安支援教室(おひさまひろば) 幼児健診事後教室(どんぐり・チューリップ教室)・ふたごの会・親子支援教室(ほほえみ・ぼんだ・こあら・いちご)・支援センター健康教育> 歯科保健<妊産婦歯科個別健診・パパママ教室(歯科)・歯科健診(1歳6か月児・2歳児・2歳6か月児・3歳児)・むし歯予防教室・歯の健康センター・歯科指導普及啓発> 母子健康相談事業<妊娠32週・産後2週電話相談・助産師相談・乳幼児健康相談・2歳児健康相談・子ども発達相談> 乳幼児健康診査(4か月児・1歳6か月児・3歳児) 訪問指導事業(妊産婦・新生児・低体重児・乳幼児・虐待等要保護家庭等) その他<母子健康手帳交付・こんには赤ちゃん訪問・産後ケア事業(訪問型・宿泊型)・不妊治療費助成事業>																								
	健康推進課	感染症予防 定期予防接種<ロタ・BCG・小児肺炎球菌・B型肝炎・五種混合・麻しん風しん混合(MR)・水痘・日本脳炎・二種混合・ヒトパピローマウイルス> 任意予防接種助成事業<風しんワクチン等>																								
	清須保健所	健康支援課 難病の方の相談や家庭訪問、患者・家族教室の開催 精神保健福祉相談<メンタルヘルス相談、医療・保護・保健及び福祉の相談、自殺・ひきこもりなど心の健康相談> 社会復帰教室・その他家族のつどい等の開催																								
保育 福祉	親子通園施設 たんぼほ園	親子療育事業<親子療育・戸外療育・体験療育> 相談支援<個別相談・家庭訪問・卒園児OB相談・心理士発達相談> その他<保護者集団学習・就学に向けての学校見学・地域交流・体験交流事業>																								
	子育て支援 センター	子育てに関する事業(子育て講座・はじめましての会・地域支援・その他行事) 相談事業(電話・面談)																								
	児童保育課	保育園未就園事業(園庭開放・きらきら広場) 一時保育(4ヶ所) 障害児の受け入れ・発達上支援が必要な子どもについての相談と支援(12ヶ所) 病後児保育(1ヶ所) 障害児等療育支援事業(保育園・幼稚園・たんぼほ園)																								
	児童館	育児相談(電話相談・面接相談・発達相談)・未就園児親子支援事業・児童相談(発達の遅れの子どもに対する相談と対応・その他子どもに関する相談と遊びを通しての児童の健全育成) 放課後児童クラブ(学校休業日や放課後における留守家庭児童の支援)																								
	幼児保育課	病児保育(はあとキッズ)病後児保育(須ヶ口保育園)																								
	こども家庭課	家庭児童相談(しつけ・育児の相談、発達・行動面での相談、その他子どもに関する相談援助) 子育て短期支援(ショートステイ) 産前産後ヘルパー派遣																								
	こども育成課	子育て支援手当で申請受付<児童手当/児童扶養手当・県遺児手当・市遺児手当/特別児童扶養手当(20歳まで)>																								
	児童保育課	ファミリー・サポート・センター ファミリー・サポート・センター事業(用事等で子どもを預ける場合の相互援助活動)																								
	社会福祉課	障害者手帳申請受付(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳) 障害福祉サービス支給<自立支援給付(介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具費等)・地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・訪問入浴・日常生活用具等)> 障害者手当申請受付<特別障害者手当・障害児福祉手当・在宅重度障害者手当・障害者福祉金> 自立支援医療申請受付 障害に伴う相談 中央児童・障害者相談センター出張相談(発達相談)受付																								
	清須市社会 福祉協議会	相談支援 事業所 障害福祉サービス全般の相談と利用援助<障害福祉サービス利用手続き代行・障害福祉サービス情報提供>・その他障害に伴う相談																								
愛知県児童 福祉センター	児童の養護相談、障害のある方への相談・手帳等の判定業務等																									
愛知県医療 福祉センター	発達障害に関する相談や支援・事例検討等の支援																									
教育	児童保育課	幼稚園 未就園児子育て支援事業(きりんサークル) 3歳児～5歳児受け入れ(発達上支援が必要な子どもの相談・支援)																								
	学校教育課	小学校 中学校 就学時健診 小学校(特別支援学級・通級指導教室) 中学校(特別支援学級) 教育支援(ふれあい)教室 教育相談・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー																								
	愛知県特別 支援教育課	特別支援学校 小学部・中学部・高等部<訪問教育・施設内教育>																								

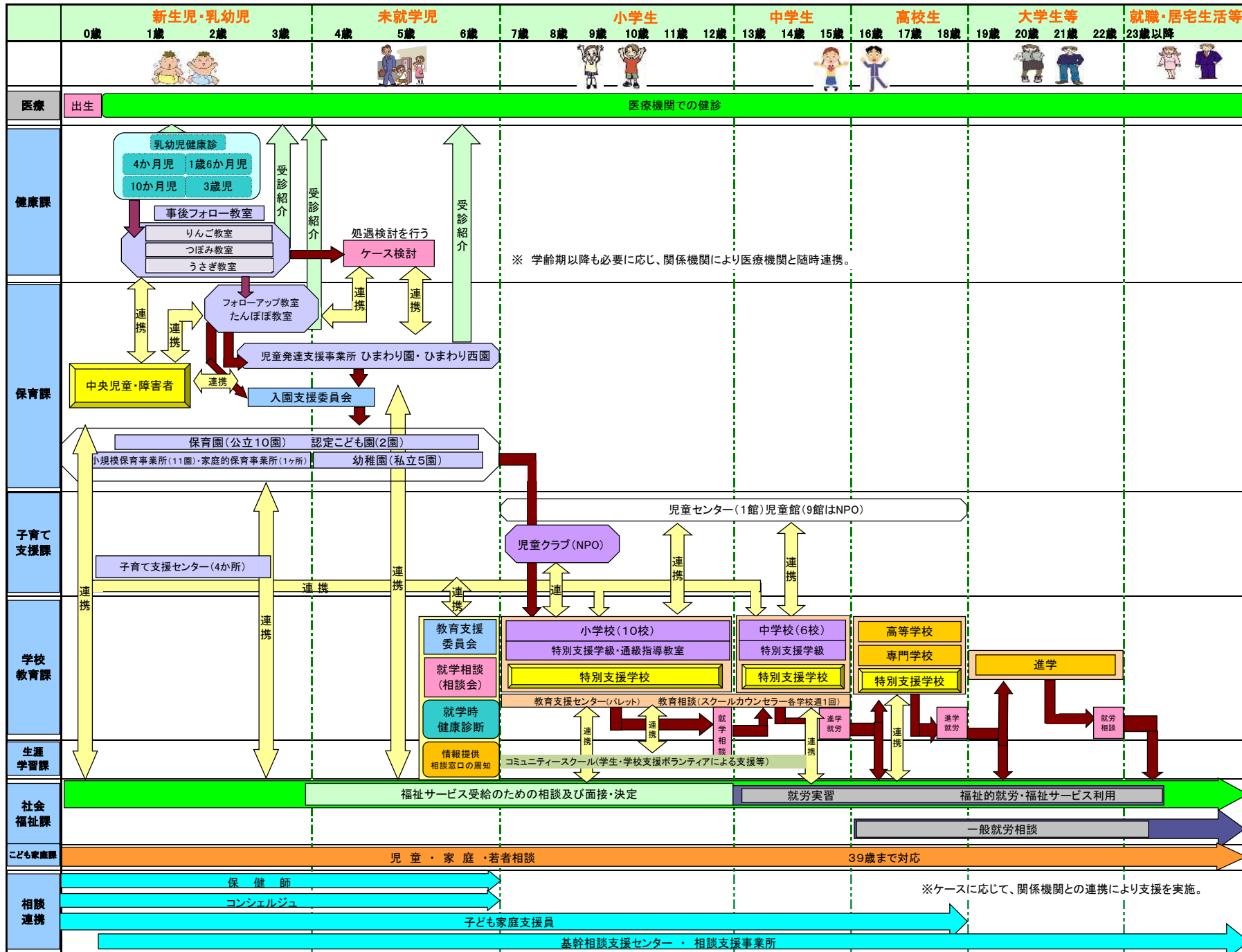
清須市ライフステージ相談・支援機関チャート



関係機関連絡先一覧

No.	機関名	住所	電話番号	備考
1	西枇杷島保育園	清須市西枇杷島町泉75番地	052-501-3113	
2	芳野保育園	清須市西枇杷島町芳野二丁目58番地4	052-502-7007	
3	本町保育園	清須市清洲2215番地	052-400-3064	
4	花水木保育園	清須市花水木一丁目2番地2	052-409-1822	
5	新清洲保育園	清須市新清洲三丁目3番地10	052-409-1470	
6	朝日保育園	清須市朝日弥生43番地	052-400-3255	
7	須ヶ口保育園	清須市東須ヶ口103番地	052-400-2020	
8	土器野保育園	清須市土器野502番地	052-400-2907	
9	桃栄保育園	清須市桃栄三丁目192番地	052-400-2242	
10	星の宮保育園	清須市阿原池之表32番地	052-409-0881	
11	中之切保育園	清須市春日砂賀東95番地	052-400-6811	
12	ネギヤ保育園	清須市春日須ヶ田21番地	052-400-9602	
13	西枇杷島子育て支援センター「にこにこ」	清須市西枇杷島町芳野二丁目58番地4	052-502-7013	芳野保育園内 1階
14	清洲子育て支援センター「陽だまり」	清須市清洲2215番地	052-401-2460	本町保育園内 2階
15	新川子育て支援センター「びよびよ」	清須市東須ヶ口103番地	052-400-2200	須ヶ口保育園内 2階
16	春日子育て支援センター「さくらんぼ」	清須市春日砂賀東95番地	052-408-0771	中之切保育園内 2階
17	西枇杷島児童センター	清須市西枇杷島町砂入46番地	052-504-2656	
18	小田井児童館	清須市西枇杷島町小田井一丁目12番地1	052-504-6392	にしび創造センター内
19	清洲児童センター	清須市清洲1017番地1	052-409-6102	
20	清洲東児童センター ウイング	清須市清洲2591番地3	052-401-2727	
21	新川児童センター	清須市須ヶ口1251番地1	052-409-5751	
22	星の宮児童センター	清須市阿原星の宮94番地	052-400-5932	
23	桃栄児童館	清須市桃栄二丁目115番地	052-401-1234	
24	春日児童館	清須市春日社子地2番地2	052-409-8358	
25	親子通園施設 たんぽぽ園	清須市西枇杷島町芳野二丁目58番地1	052-501-4119	
26	西枇杷島小学校	清須市西枇杷島町住吉1番地	052-502-1406	
27	古城小学校	清須市西枇杷島町城並二丁目2番地1	052-502-7171	
28	清洲小学校	清須市清洲1013番地	052-400-3651	
29	清洲東小学校	清須市清洲2576番地	052-400-1144	
30	新川小学校	清須市須ヶ口1239番地	052-400-2771	
31	星の宮小学校	清須市阿原神門125番地	052-409-0016	
32	桃栄小学校	清須市桃栄二丁目21番地	052-409-8861	
33	春日小学校	清須市春日振形131番地	052-400-3029	
34	西枇杷島中学校	清須市西枇杷島町七畝割3番地1	052-501-1405	
35	清洲中学校	清須市一場695番地	052-400-2961	
36	新川中学校	清須市須ヶ口750番地	052-400-0531	
37	春日中学校	清須市春日振形126番地	052-400-3174	
38	西枇杷島第1幼稚園	清須市西枇杷島町花咲78番地	052-501-8577	
39	こども家庭課 母子保健係・こども育成係	清須市須ヶ口1238番地	052-400-2911(代表)	北館2階
40	こども家庭課 こども家庭センター	清須市須ヶ口1238番地	052-400-2911(代表)	北館2階
41	児童保育課	清須市須ヶ口1238番地	052-400-2911(代表)	北館2階
42	清須ファミリー・サポート・センター	清須市須ヶ口1238番地	052-409-0755	北館2階
43	健康推進課 感染症予防係	清須市須ヶ口1238番地	052-400-2911(代表)	北館2階
44	社会福祉課 障害福祉係	清須市須ヶ口1238番地	052-400-2911(代表)	北館1階
45	障がい者サポートセンター清須	清須市一場古城604番地15	052-400-3368	清須市社会福祉協議会内
46	学校教育課	清須市須ヶ口1238番地	052-400-2911(代表)	南館1階
47	愛知県中央児童・障害者相談センター	名古屋市中区三の丸2-6-1	052-961-7250	愛知県三の丸庁舎7階
48	清須保健所	清須市春日振形129	052-401-2100	
49	尾張中部障害者就業・生活支援センター	名古屋市中区八筋町260 平松ビル501	052-908-2540	
50	愛知障害者職業センター	名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見5階	052-218-2380	
51	名古屋中公共職業安定所(ハローワーク)	愛知県名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル	052-582-8171	

北名古屋市 発達支援ライフステージマップ（乳児期～学齢期～青年期・成人期）

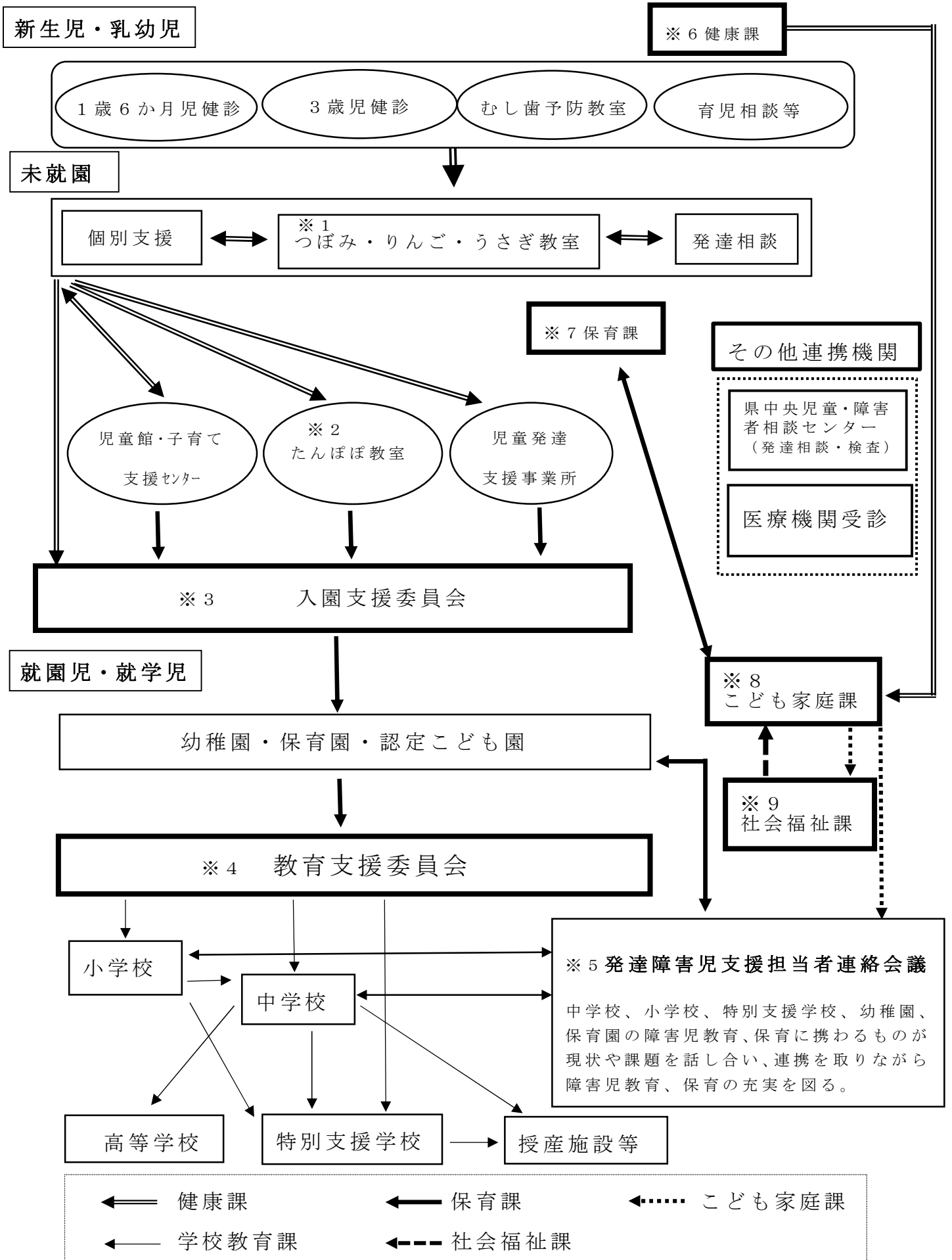


※ケースに応じて、関係機関との連携により支援を実施。

北名古屋市 発達支援ライフステージマップ (乳児期～学齢期～青年期・成人期)相談・支援詳細

	出生前	新生児・乳幼児 0歳 1歳 2歳	未就学児 3歳 4歳 5歳 6歳	小学生 7歳 8歳 9歳 10歳 11歳 12歳	中学生 13歳 14歳 15歳	高校生 16歳 17歳 18歳	大学生等 19歳 20歳 21歳 22歳	就職・居宅生活等 23歳以降
健康課	母子健康手帳の交付				思春期教室			
	伴走型相談支援			歯と口の健康教室	生活習慣予防教室			
	パパママ教室				喫煙防止教室			
	妊産婦・乳児の家庭訪問							
	赤ちゃん訪問							
	産後ケア							
	産後ヘルパーの派遣							
	乳幼児健康診査 4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児							
	事後フォロー教室(つぼみ教室・りんご教室・うさぎ教室)							
	各種相談(育児・栄養・母乳・発達)							
各種教室(むし歯予防・離乳食・食育・歯科)								
こども若者支援センター								
保育課		フォローアップ教室 たんぽぽ教室	事後フォロー教室を終了した子どもや、その他発達に遅れがある子どもの母親に対する支援					
		小規模保育事業所(11園) 私立幼稚園(6園)						
		保育園(公立10園) 認定こども園(2園) 障害児の受け入れ・発達上、支援が必要な子どもについての相談支援の実施	学校教育課と連携のもと小学校の特別支援					
子育て支援課		児童発達支援事業所(ひまわり園・ひまわり西園)						
		育児相談(電話相談・面接相談・発達相談)		児童クラブ(放課後や夏休みにおける支援)				
学校教育課		子育て支援センター(4ヶ所) 各種子育てに関する事業を開催		児童館(放課後や長期休暇における支援)				
				放課後子ども教室				
学校教育課			就学時	小学校 ※特別支援学級・通級指導教室 教育支援センター(バレット) 教育相談(スクールカウンセラー)	中学校 ※特別支援学級			いじめや不登校についての相談
生涯学習課			情報提供・相談窓口の周知	コミュニティスクール(学生・学校支援ボランティアによる支援等)				
社会福祉課		障害者手帳・その他障害などの相談対応(3障害対応)						
		障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス		ホームヘルパー・児童発達支援事業・短期入所(サービス等利用計画、ケアプラン作成のもと支給内容・支給量を決定)		補装具費支給等		
		地域生活支援事業		基幹相談支援センター・相談支援業務・移動支援(個別型・グループ型)・日中一時支援(タイムケア・日中支援)・地域活動支援センター・訪問入浴(サービス等利用計画、ケアプラン作成のもと支給内)		日常生活用具支給等		
					就労移行支援による就労実習		福祉的就労又は一般就労相談(相談支援事業所、ハローワーク、障害者職業センター、尾張中部障害者就業・生活支援センター)	
こども家庭課		こども若者支援センター						
		こども若者相談(虐待などの通報・相談対応・不登校・ひきこもりや、その他子どもや若者に関する相談対応)		39歳までの相談対応				
県機関		愛知県中央児童・障害者相談センター ※障害者相談・出張相談(療育手帳取得時の相談)・養育上の悩みや虐待・非行の相談						
		あいち発達障害者支援センター ※発達障害に関する相談や支援・事例検討会などの支援						
		育児もしもキャンパス(あいち小児保健医療総合センター)※保健センター閉館後	特別支援学校 肢体不自由・・・名古屋特別支援学校 知的・・・いなざわ特別支援学校 ろう・・・宮ろう学校					
経済支援		子ども医療給付(通院・入院の医療費を18歳以下(高校生)全額補助)						
		出産子育て応援給付金	障害者医療費給付(身体障害者手帳1から3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者等)					
		児童手当						
		幼児保育料無償化・保育料の軽減(第3子以降の無料化・兄弟入所の場合の軽減)	特別支援教育奨励費(特別支援学級在籍児童)					
		児童扶養手当・県遺児手当・市遺児手当(母子家庭等の手当)(所得制限あり)						
	障害者手当(市扶助料・障害児通園通学助成・県在宅重度障害者手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当)(所得制限あり)							

北名古屋市発達支援システム図



※ 1 つぼみ・りんご・うさぎ教室（健康課）

1歳6か月児・3歳児健康診査等の事後フォロー教室で、発達面で継続支援を必要とする幼児と保護者への支援を行う。居住地域により、市内3か所で実施している。

スタッフ 専任保育士、保健師、療育指導員、保育園園長、
臨床心理士、言語聴覚士

※ 2 たんぽぽ教室（保育課）

つぼみ・りんご・うさぎ教室を終了した子ども及びその他発達の気になる子どもの療育を行う。

スタッフ 専任保育士、療育指導員、主査保育士、臨床心理士

※ 3 入園支援委員会（保育課）

北名古屋市に在住する心身に何らかの障害等を有する児童について、専門的な調査及び審議を行い、適正な保育・教育的措置を図る。

出席者 県中央児童・障害者相談センター児童心理司、福祉部長、
児童課長、児童課主幹、保育士長、保育長、幼稚園園長、保育園園長、児童発達支援事業所園長、市民健康課長、保健師、こども家庭課子ども家庭支援員

※ 4 教育支援委員会（学校教育課）

北名古屋市に在住する心身に障害を持つ児童及び生徒について、専門的な調査及び審議を行い、適正な教育的措置を図る。

出席者 医師、小学校・中学校の学校長、通級指導教室担当、県中央児童・障害者相談センター児童福祉司、保育士長、児童発達支援事業所園長、教育委員会、こども家庭課

※ 5 発達障害児支援担当者連絡会議（学校教育課）

障害児教育、保育・療育に携わるものが現状や課題を話し合い、連携をとりながら障害児教育、保育・療育の充実を図る。

出席者 小学校、通級指導教室、保育士長、保育長、保育園園長、児童発達支援事業所園長、幼稚園園長、教育委員会、こども家庭課子ども家庭支援員

※ 6 健康課

乳幼児健康診査（4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児）により、支援が必要な子どものスクリーニングを行う。

子どもの発達や育児に関する相談、訪問等による個別支援を行う。

事後フォロー教室等を通して、子どもと家庭に適した処遇の方向付けを行う。

医療機関受診をサポートし、情報提供を行う。

※ 7 保育課

保育園での統合保育の実施。

児童発達支援事業所での療育の実施。

保育園・子育て支援センター・療育施設での発達上、支援が必要な子どもに関する相談支援の実施。

※ 8 こども家庭課

出生から児童の障害を有する方・家庭へ福祉サービスについての相談・支援を行う。

※ 9 社会福祉課

障害者総合支援法・児童福祉法のサービス決定を行う。

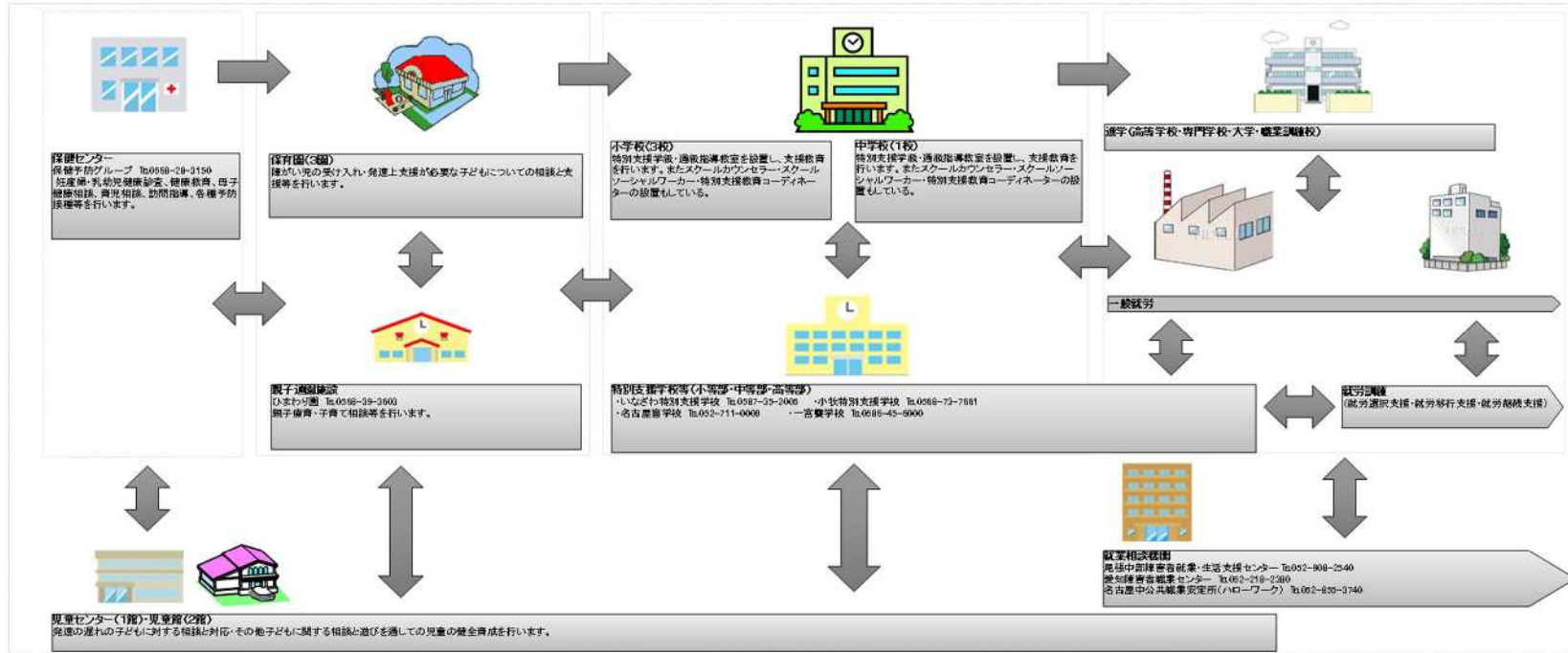
出生から児童・成人の障害を有する方・家庭へ福祉サービスについての相談・支援を行う。

豊山町ライフステージ相談・支援詳細チャート



分野	機関 / 年齢	出生前	出生～就学前	就学前	就学(小学生)	就学(中学生)	就学(高校生)	就学(大学生)・就労	就労・居宅生活																
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳以降
医療 保健	保健センター	保健予防グループ	<p>妊産婦・乳児健康診査<妊産婦健康診査・妊産婦歯科健診・乳児健康診査> 乳幼児健康診査(3か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児) 母子健康相談事業<親子健康手帳交付・妊婦相談・あかちゃん相談・乳幼児健康相談(こども健康相談)・発達相談・離乳食指導(3か月児健診)・栄養相談(10か月児・1歳6か月児・3歳児健診)> 母子健康教育事業<ニューファミリー教室・あかちゃん広場・子育て支援教室(いっしょにあそぼ)・幼児健診事後教室(ひよこの会)・母親支援教室(あかちゃんとママのすこやかタイム)・ブックスタート> 産後ケア事業 訪問指導事業 歯科保健<ニューファミリー教室・歯科保健指導(10か月児健診)・歯科健診(1歳6か月児・3歳児)・すくすく相談・歯科健診(2歳児・2歳6か月児)・歯の健康センター> 予防接種<ヒブ・小児用肺炎球菌・B型肝炎・四種混合・ロタウイルス・BCG・麻疹風疹混合(MR)・水痘(水ぼうそう)・日本脳炎・二種混合・子宮頸がん予防ワクチン> その他<一般妊産婦費用助成事業・出産・子育て応援交付金> がん患者アピアランスケア用品購入費補助事業・若年がん患者ターミナルケア支援事業(0歳～39歳)・骨髄移植ドナー等支援事業</p>																						
	清潔保健所	健康支援課	<p>難病の方の相談や家庭訪問、志者・家族教室の開催 精神保健福祉相談<メンタルヘルス相談、医療・保健・保健及び福祉の相談、自殺・ひきこもりなど心の健康相談> 社会復帰教室・その他家族のつどい等の開催</p>																						
保育 福祉	親子通園連携ひまわり園	<p>親子療育事業<親子療育・体験療育・母親のレスパイト> 相談支援<個別相談・卒園児OB相談・心理士発達相談・青い鳥療育相談の同行、同席・母親交流会・児相発達相談> その他<保育園との懇談会・就園に向けての保育園見学・地域交流(クリスマス会、保育園園庭開放、親の会)></p>																							
	保育園	子ども応援課	<p>子育てに関する事業(子育て講座・交流会・地域支援・その他行事) 相談事業(電話・対面) 保育園未就園事業(園庭開放・地域交流) 一時的保育園(3ヶ所)</p>																						
	児童館	子ども応援課	<p>障害児の受け入れ・発達上支援が必要な子どもについての相談と支援 障害児等療育支援事業(年間) 子育て相談(電話相談・面接相談・発達相談)・未就園児親子支援事業・児童相談(発達の遅れの子どもに対する相談と対応・その他子どもに関する相談と遊びを通しての児童の健全育成) 放課後児童クラブ(学校休業日や放課後における留守家庭児童の支援)(志水なかよし会のみ志水小学校内)</p>																						
	家庭児童相談	子ども応援グループ	<p>家庭児童相談(しつけ・育児の相談、発達・行動面での相談、その他子どもに関する相談援助)、中央児童・障害児相談センター出張相談(発達相談) 子育てに関する事業(産前産後ヘルパー) 子育てに関する事業(ファミリーサポートセンター事業) 子育て相談(電話・面接)</p>																						
福祉課	福祉グループ	<p>児童手当<児童扶養手当・児童手当・町子ども福祉手当(ひとり親家庭等の手当)・児童手当> 障害者手帳申請受付(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳) 障がい福祉サービス支給<自立支援給付(介護給付・訓練等給付自立支援医療・被服用具等)・地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・訪問入浴・日常生活用具等)> 障害者手当申請受付<特別障害者手当・障害児福祉手当・在宅重度障害者手当・特別児童扶養手当> 自立支援医療申請受付 こころの健康相談 障がいに関する相談 地域福祉サービス支給<情報提供・日常生活自立事業・貸付相談等・ヘルパーステーションの木の運営・福祉作業所の運営>・その他障がいに伴う相談・認定区分調査 児童の養護相談、障がいのある方への相談・手帳等の判定業務等 発達障がいに関する相談や支援・事例検討等の支援</p>																							
	豊山町社会福祉協議会 豊山町福祉相談センター 愛知県医療療育センター	相談支援事業所 福祉相談センター あいち発達障害者支援センター	<p>就学相談・教育相談 私立幼稚園副食費補助 就学時健診 教育支援センター(教育相談、不登校児童生徒への自立支援等) 就学援助費・特別支援教育就学奨励費支給 私立高等学校等授業料補助</p>																						
教育	学校教育課	学校教育グループ	<p>特別支援学級・通級指導教室 教育相談・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー</p>																						
	要知見特別支援教育課	特別支援学校	<p>小等部・中等部・高等部<訪問教育・施設内教育></p>																						

雲山町ライフステージ相談・支援機関チャート



各種医療機関
健康診査・発達検査・その他疾病の治療を行います。

各種障害福祉サービス提供事業所
障害者自立支援法に基づくサービスの提供を行います。
訪問系サービス(居宅介護・行動援助等)、日中系サービス(児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護・就労継続支援等)、居宅サービス(入浴介護支援・共同生活援助等)

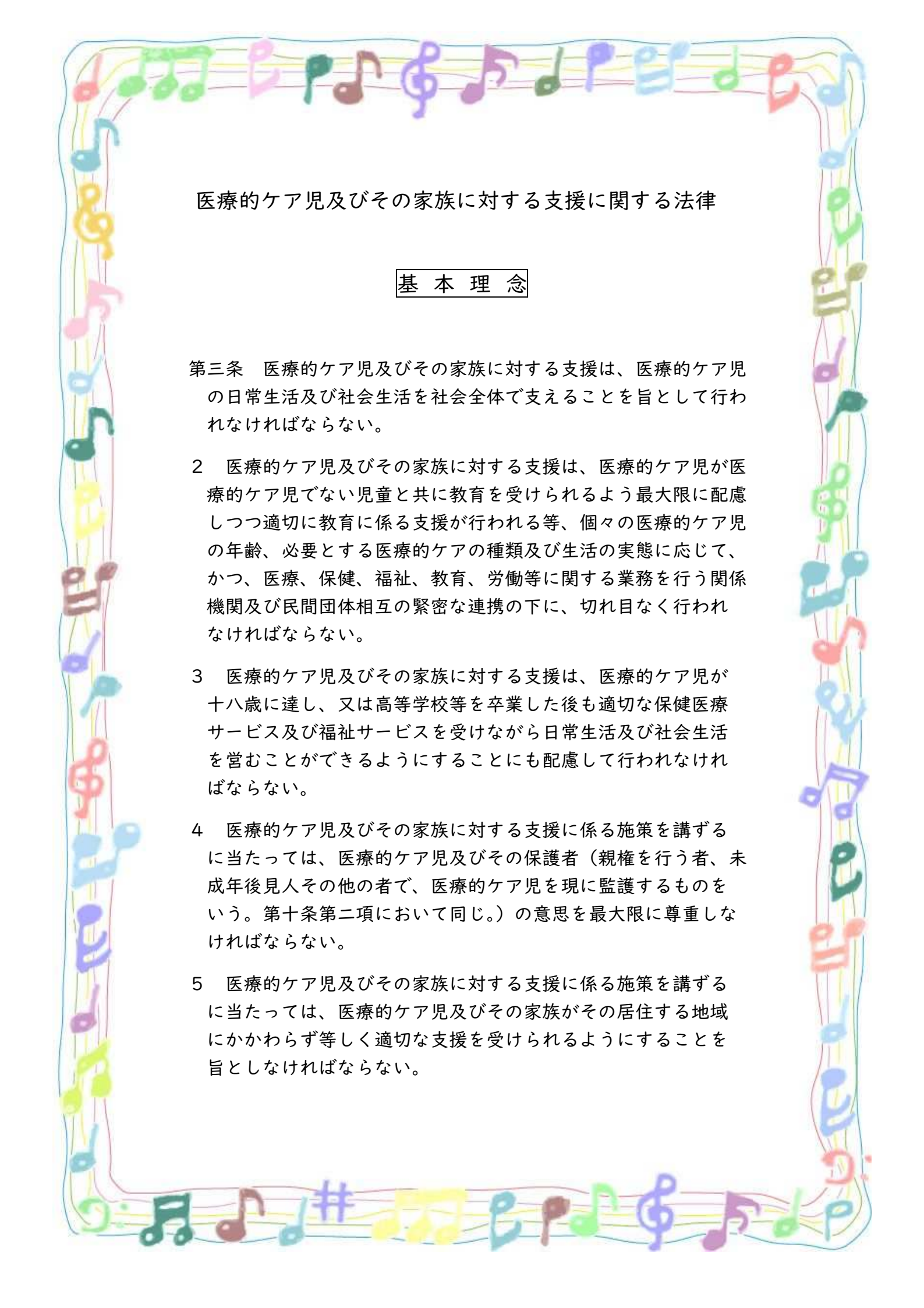
福祉課 福祉グループ TEL0568-28-0912
障害者手帳・手当・福祉サービス等の申請受付やその他障がいに関する相談を行います。

相談支援事業所 雲山町社会福祉協議会(知的・身体) TEL0568-29-0002 雲知眼耳鼻咽喉科センター(障害児) TEL052-501-4079 障害者相談支援センター(知的・身体) TEL0568-23-1550 特定非営利法人入陽(精神) TEL0568-25-0631
障がい福祉サービス全般の相談と利用援助、その他障がいに関する相談を行います。

愛知県中央児童・障害者相談センター TEL052-861-7250
児童の養護相談、障害のある方への相談・手帳等の判定業務等を行います。

障がい発達障害者支援センター TEL0568-88-0849(代表)
発達障がいに関する相談や支援・事例検討等の支援等を行います。

発達保健課 TEL052-401-2100
創傷療育・家族等の相談、精神保健福祉相談、自殺・ひきこもりの相談等を行います。



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

基本理念

第三条 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならない。

2 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならない。

3 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が十八歳に達し、又は高等学校等を卒業した後も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることにも配慮して行われなければならない。

4 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講ずるに当たっては、医療的ケア児及びその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、医療的ケア児を現に監護するものをいう。第十条第二項において同じ。）の意思を最大限に尊重しなければならない。

5 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講ずるに当たっては、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすることを旨としなければならない。

小児慢性特定疾病児童等のための知りたいことガイドブック

発行日 令和6年11月11日

発行 愛知県清須保健所 健康支援課

〒452-0961 愛知県清須市春日振形 129

TEL:052-401-2100 FAX:052-401-2113

ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kiyosu-hc/>

*内容に変更等があった場合は、御連絡をお願いします。

